

うきは市告示第74号

令和6年第2回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

令和6年5月29日

うきは市長 高木 典雄

記

1 期 日 令和6年6月7日（金）午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

○開会日に応招した議員

権藤 英樹君	高木亜希子君
高松 幸茂君	樋口 隆三君
組坂 公明君	佐藤 裕宣君
野鶴 修君	竹永 茂美君
岩淵 和明君	中野 義信君
佐藤 湛陽君	伊藤 善康君
熊懷 和明君	江藤 芳光君

○6月10日に応招した議員

○6月11日に応招した議員

○6月18日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和6年 第2回（定例）うきは市議会会議録（第1日）

令和6年6月7日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和6年6月7日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 委員会調査報告（総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会・議会改革特別委員会・議員政治倫理検証特別委員会）
- 日程第5 議案上程（報告第1号から報告第3号まで3件、議案第26号から議案第33号まで8件、請願第1号1件、陳情第4号から陳情第5号まで1件）
- 日程第6 市長の提案理由説明
- 日程第7 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度うきは市一般会計補正予算（第12号））
- 日程第8 報告第1号 一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第9 報告第2号 下水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第10 報告第3号 うきは市土地開発公社の経営状況について
- 日程第11 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市税条例の一部改正について）
- 日程第12 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市国民健康保険税条例の一部改正について）
- 日程第13 議案第30号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第31号 うきは市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第32号 うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 請願・陳情の委員会付託（請願・陳情文書表）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 委員会調査報告（総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会・議会改革特別委員会・議員政治倫理検証特別委員会）
- 追加日程第1 議長辞職について
- 追加日程第2 選挙第1号 議長選挙について
- 追加日程第3 副議長辞職について
- 追加日程第4 選挙第2号 副議長選挙
- 追加日程第5 決定第1号 議席の一部変更について
- 追加日程第6 決定第2号 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第7 常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長の選任結果報告について
- 日程第5 議案上程（報告第1号から報告第3号まで3件、議案第26号から議案第33号まで8件、請願第1号1件、陳情第4号から陳情第5号まで1件）
- 日程第6 市長の提案理由説明
- 日程第7 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度うきは市一般会計補正予算（第12号））
- 日程第8 報告第1号 一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第9 報告第2号 下水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第10 報告第3号 うきは市土地開発公社の経営状況について
- 日程第11 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市税条例の一部改正について）
- 日程第12 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市国民健康保険税条例の一部改正について）
- 日程第13 議案第30号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第31号 うきは市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第32号 うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 請願・陳情の委員会付託（請願・陳情文書表）

出席議員（14名）

1番 権藤 英樹君	2番 高木亜希子君
3番 高松 幸茂君	4番 桶口 隆三君
5番 組坂 公明君	6番 佐藤 裕宣君
7番 野鶴 修君	8番 竹永 茂美君
9番 岩淵 和明君	10番 中野 義信君
11番 佐藤 淳陽君	12番 伊藤 善康君
13番 熊懐 和明君	14番 江藤 芳光君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 浦 聖子君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 上村 貴志君	

説明のため出席した者の職氏名

市長 -----	高木 典雄君	副市長 -----	重松 邦英君
教育長 -----	桶口 則之君	市長公室長 -----	吉松 浩君
総務課長 -----	石井 太君	監査委員事務局長 -----	柳原由美子君
会計管理者 -----	佐藤史津子君	市民協働推進課長 -----	江藤 良隆君
企画財政課長 -----	高瀬 将嗣君	税務課長 -----	大石 恵二君
市民生活課長兼人権・同和対策室長 -----			山崎 穢君
保健課長 -----	末次ヒトミ君	福祉事務所長 -----	佐藤 重信君
建設課長 -----	雨郡 智也君	都市計画準備課長 -----	辻 宏和君
水環境課長 -----	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長 -----			手島 直樹君
農林振興課長兼農業委員会事務局長 -----			高山 靖生君
浮羽市民課長兼男女共同参画推進室長 -----			木下 英樹君
学校教育課長 -----	岡村 順子君	生涯学習課長 -----	石井 孝幸君

自動車学校長 松竹 信彦君

総務法制係長 高良 靖之君

財政係長 大中健太郎君

こども支援第一係長 蔵満 奈月君

午前 9 時 00 分 開会

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） 皆さん、改めましておはようございます。ただいまから令和 6 年第 2 回
うきは市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（江藤 芳光君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に 8 番、岩淵和明議員、9 番、熊懐和明議員を指名いたします。

日程第 2. 会期の決定

○議長（江藤 芳光君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本市議会定例会の会期は、本日 6 月 7 日から 6 月 18 日までの 12 日間といた
したいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は、本日 6 月 7 日から 6 月
18 日までの 12 日間と決定をいたしました。

日程第 3. 諸報告

○議長（江藤 芳光君） 日程第 3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告をいたします。

お手元に配付しております諸般の報告文書を御覧いただきたいと思います。

3 月 18 日に、うきは市土地開発公社理事会が開催されております。

以下、各会議等が開催されておりますので、報告をいたしておきます。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しますので、御覧いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わらせていただきます。

次に、市長より行政報告がございましたら、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。議員の皆様には常日頃より市政の運営に御理解と
御協力をいただいてますことを、まずもってお礼を申し上げたいと思います。

本定例会は、条例の制定や改正、補正予算などについて御審議をお願いするわけですが、3月定例会報告以降、本日までの主立った事業等の報告につきましては、お手元の資料の配付に代えさせていただきたいと思います。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（江藤 芳光君） 以上で、行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わります。

日程第4. 委員会調査報告

○議長（江藤 芳光君） 日程第4、委員会調査報告を行います。

本件につきましては、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会、議会改革特別委員会、議員政治倫理検証特別委員会より、閉会中の継続調査申出があつておつたので、その調査報告を求めます。

それでは、初めに総務産業常任委員会の調査報告を求めます。8番、岩淵総務産業常任副委員長。

○総務産業常任副委員長（岩淵 和明君） 改めて総務産業常任委員会の閉会中の調査報告を行いたいと思います。伊藤委員長より御指示がありましたので、お手元に配付の報告書を改めて確認いただきたいと思います。

令和6年第1回うきは市議会定例会において、閉会中の継続調査申出の所管事務調査を行いましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、下記のとおり報告いたします。

調査報告の内容ですけれども、4月17日と5月13日にかけて農業政策に関する調査を継続的に行っております。

2点目に、調査事項ですけれども、1月に視察を行っておりますけれども、その調査の整理を含めて、皆さんの御意見を伺いながら、2点目には果樹農業の課題、特に果樹、うきは市での中心となる産業関係について意見を交わしたということです。

出席者は、そこに書いてあるとおり、総務産業常任委員会と農林振興課2名、それからJAにじにも加わっていただき、会議を行いました。

調査要旨についてですけれども、うきは市の農業振興に係る委員会の調査テーマについては、昨年からずっと取り上げて、特に6項目、後期基本計画にあつたものから絞り込んで、うきは市の農業の「多様な担い手の育成」ということをテーマにしながら調査を行っております。

若干時間を要しておりますけれども、昨年大雨があつて、そういうこともあって途中中断しましたということもありましたので、御理解をいただきたいというふうに思っています。

具体的には、提言内容の取りまとめに向けて、貴重な視察を踏まえて、基幹産業である農業の中でも、米、麦、大豆等平たん部の農業、それから山麓部を中心とした果樹、その関係のところ

のうきは市の現状の再認識と各委員の農業に対する捉え方、そういったものを共有化を図るということを目的として、1年かけていろいろ議論しておりますので、次の委員会に向けて論点を整理するということも目的に、先ほども言いましたように、JAにじの御参加もいただきながら委員会を開催したところであります。

議論の主な内容については、全体は次の2ページから3ページにかけて記載しております。大きな項目だけ申し上げますけど、1月の調査を踏まえた上で、うきは市の農業の課題、改めてどういうふうに認識したかといったところであります。そこに1からずっと2ページにかけて記載をさせていただいております。特になかなか農業の先行きの見通しがつかないということもあって、そういったところを論点にしながら意見を交わしております。そこには農業の集積・集約の課題とか、そういった意味での大区画化の問題だとか、それから、うきは市の中心である果樹産業についてどういうふうに見ているかといったところを少し議論させていただいております。

そういう意味では、委員会の中では中山間地域のところでの問題も触れられておりましたが、中山間地域には、特に3ページの上に書いているように、いろんな地域の課題、農業の課題だけではないといったところもありますので、その辺のところの認識を共有したということあります。

それから、この間の1年間の中で「プロジェクト会議」を今年度行うという予定になっているというふうに聞いております。そういったところに対して委員会としてどういうふうに対応していくのか、検討していくのか、そういったところを少し意見交換をしております。まだ具体化するには皆さんの意見が一致というところまでいっておりませんけれども、そのことの共通して委員会としてまとめて意見交換できるように、「プロジェクト会議」についても整理を行っていきたいということあります。

所見でありますけれども、うきは市の農業関係について、最近、3月14日に公表された農林水産省の全国の出荷額ということが出されております。県内では第6位、全国では368位というふうに位置しているということあります。

うきは市の農業は、市民の暮らしと居住、それから自然環境に深く影響しております、享受する中で育まれる産業であるというふうに認識しております。他産業への波及、それから経済効果をもたらす「基幹産業」、うきは市の「基幹産業」であるということを位置づけられているというふうに認識しております。

しかしながら、うきは市の農業の現状は、「農業振興地域」の若干減少傾向が見られる。それから、「荒廃農地」の増加が継続して起きている。それから、経営体そのものが減少の一途をたどり、法人化を含む団体経営は増加していますけれども、担い手について不安を抱えているといったところがあるだろうと。

この間、国や県、農政局、JA、行政等関係者の努力によって民間法人の結成や地域の営農法人、それから地域営農組合を立ち上げて、維持管理及び集積に取り組んできているが、年齢の中心が、農業センサスをベースに考えると、75歳前後ということで推計される状況にあるというふうに思っております。

新規就農者は近年増加傾向にありますけれども、令和5年までの6年間のうきは市では28名の就農者が育っております。このような農業従事者の努力と取組を向上させ、次世代につなぐうきは市としてのテロワール、環境の条件を生かした産物を市民の理解を得ながら農業振興を図る、そういう活動を委員会としても調査を進めてまいりたいというふうに考えております。

改めて執行部におきましても、「プロジェクト会議」開催に向け、課題・論点の整理や具体的な取組案の検討を進めるよう改めて求めたいと思っています。

また、小さな農業を含む、中山間地域の総合的な施策についても、次の課題として検証いたしたいと思っております。改めて引き続き協力を求めていきたいというふうに考えております。

あとは、以降については、意見・質疑応答については、この間の委員会で出された意見関係について、見出しをつけて、それぞれの項目について、QA方式というんですか、そういう形で御案内しております。

それから、8ページ以降については、そのときの審査をさせていただいたときの資料関係を載せております。

一番最後のページにも3月14日に公表された農林水産省関係の全国の市町村関係、特に福岡県内のそれぞれの農業の産業の推移がどうなっているかということが表として出されておりますので、御参照いただければありがたいというふうに思っております。

以上で報告を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

副委員長、自席へお戻りください。お疲れさまでした。

以上で総務産業常任委員会の調査報告を終わります。

次に、厚生文教常任委員会の調査報告を求めます。6番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 裕宣君） 令和6年うきは市議会3月定例会において、閉会中の調査申出の所管事務調査を行ったので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、下記のとおり報告する。

地域福祉活動に関する調査。

1から3の調査期日、場所、出席者については記載のとおりでございます。

4、調査目的。少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容などにより、我々を取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化している。実情を知り、知見を深めるため、「誰ひとり取り残さないきは市の実現」に向けて日々活動されている、本市の民生児童委員・福祉委員の皆さんと課題等について意見交換を行った。

5、調査要旨。まず、民生児童委員の代表者4名、福祉事務所長、係長より活動内容についての説明を受け、その後、質疑・意見交換。終了後、同様に福祉委員の代表者4名、社会福祉協議会の担当職員より活動内容の説明後、質疑・意見交換を行った。

民生委員へは、委員から担当範囲が広過ぎるかと思うが、数を増やすなどの改善についてどう思うかとの質疑に対して、範囲が広い（3行政区担当のところもある）ため情報把握が難しいところがある。自治協の部会・地域活動で高齢者や障がい者のことが絡むと民生委員に話が来る。無報酬の任務であるが、手当等があれば成り手もまだあるのではないかと思うとの回答があった。また、5割から6割が1期（3年）ごとに交代している、信頼関係を築くという観点から、選出方法について考えていいかないといけないという意見もあった。

また、福祉委員へは、委員から行政区未加入の高齢者見守りについての質疑に対し、行政区未加入高齢者の把握はしていない、福祉委員の活動なので個人情報は必要だが、提供してもらえないこともあるとの回答があった。

他の質疑・意見等については別紙添付しているので御覧いただきたいというふうに思います。

6、所見。意見交換を行う中で、民生児童委員・福祉委員ともに情報の把握、また対象者との信頼関係を築くということが大変重要であると感じた。しかし、情報把握という点においては、個人情報保護、また内情を知られたくないという家庭もあり難しい面もある。対象者との信頼関係については一朝一夕に築けるものではない。15年の長きにわたって民生委員を続けられている方もおられるが、委員の高齢化という問題もあり、後継者の確保・育成は急務である。

福祉委員にも言えることだが、善意のボランティアに頼るだけでは早晚限界がくるのではないだろうか。地域福祉において重要な役割を担う委員の負担軽減や、民生委員・児童委員には市独自に福祉相談員謝金が支払われているものの、活動に見合った支援等含めて、行政としても後継者の確保・育成に力を入れるべきである。

次に、本市の保育環境に関する調査。

1から3の期日、場所、出席者については記載のとおりです。

4、調査目的。最初に伺った千草保育園については、過去に井戸枯れの問題等があった。また、大雨などの災害による危険度が比較的高い場所に位置しているため、主にその保育環境に関して調査を実施した。また、吉井幼稚園については、園児の数が減少傾向にある中で、保育状況、今

後の運営などについて話を伺った。

5、調査要旨。まず、千草保育園の豪雨時の対応であるが、状況を見て早めに避難する対応を心がけているため、どうしてもほかの保育園よりも早い段階での避難となる、保護者には入園式での説明、園だよりでの発信等で納得はしてもらっていると思っている。また、施設設備については、不具合箇所があれば担当係へ相談し対処してもらっているとのことであった。

また、保育状況について、委員からの受入数が多過ぎて遊戯室を教室にしなければならなくなっている状況もあるようだが何年ほどこのような状態かとの質疑に対して、以前は3歳以上児しか受け入れてなかった経緯がある。働く女性の増加などの理由により、0～2歳児の申込みが増加している。吉井町当時、未満児用の設備があったのは若葉保育園のみだった経緯もあり、ほかの園でも同様の状況があるとの回答であった。

吉井幼稚園については、年々園児の数が減少しており経営的にも厳しくなっている、環境を整え、認定こども園への移行を考えているとのことであった。委員からの行政や議会への要望はとの質疑に対して、園舎も老朽化しており、よい環境の下で安定的な運営を行いたいと思っていたが、物価高騰の影響で園舎の建て替えを延期している。給食を自園提供へ変更すべく、今年度給食調理室の改修工事を行う予定であり、行政や議会の御支援をいただき、よりよい吉井幼稚園の運営を行っていけたらと思っているとの回答であった。

双方とも、その他の質疑については別紙で添付しているので御覧いただきたいというふうに思います。

6、所見。調査の中で、子供たちの健やかな成長のため、かつ安全安心を守るために保育士さんたちが工夫を凝らし、熱心に保育を行っている様子が感じられた。一方で、園の運営が民営化の流れにある中で仕方がないとはいえ、うきは市では正規職員の採用を控えている現状がある。必然的に会計年度任用職員の割合が増え、最終的な責務を負う正規職員の不足を招いている。また、今年度から保育士の配置基準も改正され、ますます保育士不足を招くおそれもある。保育士の待遇改善を図るなど、行政としてもこれらの課題にしっかりと向き合っていく必要がある。

以上、報告を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。お疲れさまでした。

以上で厚生文教常任委員会の調査報告を終わります。

次に、議会改革特別委員会の調査報告を求めます。13番、野鶴議会改革特別委員長。

○議会改革特別委員長（野鶴 修君） それでは、うきは市議会議会改革特別委員会調査中間報告をいたしたいと思います。

令和4年うきは市議会6月定例会において、全議員参加による議会改革特別委員会が設置され、委員会を統括する「全体会議」と、全体会議に向け、事前に課題等を調査・分析する「ワーキンググループ」に区分し、活動を行ってきました。

令和5年3月定例会では、当初の活動の目的でありました「うきは市議会基本条例」の一部改正について議決しました。

続いて、令和5年11月より「議員定数及び議員報酬等に関するアンケート調査」として、市民を対象としたアンケート調査を実施してきました。そのアンケート調査の結果・分析について、うきは市議会委員会条例第36条により報告いたします。

まず、アンケート調査実施期間ですけど、令和5年11月から令和6年3月31日まで5か月間実施しております。

調査の方法といたしましては、市民との意見交換会におけるアンケート調査用紙への記入、ほかにホームページ、SNSを活用しての投稿、さらには、ここには書いておりませんけど、議会議員そのものがアンケートのお願いに回ったという、この方法によって調査を行っております。

アンケート調査の結果といたしまして、回答者数約500名、調査の回答結果については、また後ほうに書いておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

回答者の分析といたしまして、今回のアンケート調査における地域性については、各校区から満遍なく回答をいただいており、一定程度うきは市全体の意見が反映されているのではないかと思っております。

男女比につきましては、男性305人、女性184人となっており、意見交換会等でのアンケート調査を行った関係等もありまして、やはり男性の回答がやや多くなっていると。逆に言えば、このことは、意見交換会等への出席そのものが男性が中心であり、女性の参加が少ないという結果でもあるかと思っております。

さらに、年代別を見てみると、60代・70代で267人と過半数を超えております。年代が50代、40代、30代と若くなるほどアンケート等への回答も少なくなっていると。この結果からも、政治への関心度、選挙の投票率等がこのままこの数字と同じように反映されているのではないかろうかというふうに分析しております。

内容についての分析です。議員定数についての分析であります。議員定数については、減らすが若干多いものの、現状維持の数字とほぼ変わらない状況になっております。また、現状維持と増やすを合わせると、減らすと全くの同数になっていると。これらのことから、議員定数については、減らすのか現状維持なのかという大きく二分されるのかなという感じがしております。

減らす意見として、10人が一番多く、次いで12人という意見がありました。ただ、全体的にはやはり現状維持が特に多かったという形になっております。

議員報酬の関係です。議員報酬については、一番多かった回答は現状維持で、約半数の人が回答しております。2番目としては増やすという回答で、4分の1ほどの人人が増やす意見がありました。

議員報酬を決定する要素としては、1番目に「うきは市の財政状況や生活水準を考えて決定する」意見が193人と多かったわけですけど、2番目の「若者や子育て世代が立候補しやすい金額等を考慮して決定する」という意見と、3番目の「誰もが立候補しやすいように考えて決定する」と、ここはちょっと意見が似ているかと思います。この2番目と3番目について、同様の考え方と捉えれば、合わせて223人となり、1番目の意見を上回る結果となっております。

議員報酬については、約半数以上の人人が現状維持という意見ですが、その他若者や子育て世代が立候補しやすい金額としてという意見の中では40万円が多く、一部では50万円という金額も回答されたのが特徴的と言えるかと思います。

政務活動費です。この政務活動費については、政務活動費そのものの使用基準が理解されていないことが多い、現状維持の回答が約半数を占めておりました。その多くは、何に使われているか分からぬという内容が一番多かったというところです。

また、政務活動費については、マスコミ等で報道される印象が強く、本当の意味での政務活動費の在り方を知らない市民が多く見受けられたというのが実情です。このことに関しては、議会としても何らかの広報が重要であるというふうなところを反省しているところであります。

他の意見といたしまして、最後のほうに資料としてつけておりますけど、議員の議決以外の職務については、最後のほうにつけております資料のとおりとなっております。

それに、若者や女性が立候補しやすい土台づくりについては、様々な回答が寄せられております。その中で特徴的に多かったというのは、1番に経済的支援、議員報酬であるとか選挙費用、こういったものの経済的支援が上げられておりました。次いで2番目といたしましては、議員の定年・退職制度、年齢や当選回数を設けるという面白い回答でありましたけど、これが単独でできるかというのは疑問が残ります。また、SNSでの議員活動発信や定数に年齢・性別割りや自由枠をつくると。規定得票数を設けるなどの回答も複数出されております。こういったことについては、単独でできない部分もあるかと思いますけど、いろいろ検討していくところもあるのかなというふうに思っております。

議会活動への意見につきましては、議員への苦言を含め、いろいろな回答が寄せられております。ただ、その中には行政に対する意見も多数出されていたと感じておりますので、別添資料のほうを見ていただきたいというふうに思っております。

以上、アンケート調査の結果分析について報告をいたします。

今後、議会改革特別委員会といたしましては、今回のアンケート調査結果を十分に尊重するとともに、今後ほかの自治体との意見交換や情報交換、また市民との意見交換会等を交えながら、令和7年6月定例会に向けて、議員定数及び議員報酬等についての最終的な結論を出したいというふうには考えております。

以上、報告いたします。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。御苦労さまでした。

以上で議会改革特別委員会の調査報告を終わります。

次に、議員政治倫理検証特別委員会の調査報告を求めます。

ここで、地方自治法第117条の規定により、7番、竹永茂美議員の退席を求めます。

[7番議員 竹永 茂美君 退席]

○議長（江藤 芳光君） 13番、野鶴議員政治倫理検証特別委員長、報告を求めます。

○議員政治倫理検証特別委員長（野鶴 修君） それでは報告いたします。

令和6年うきは市議会3月定例会におきまして付託されました件について調査を行いましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、報告をいたします。

まず、開催日時及び出席者の関係です。開催日時は令和6年3月27日、4月4日、4月24日、5月20日と4回にわたって開催しております。

3月27日、関係者出席といたしまして福祉係長、福祉事務所長、市長公室長3名をそれぞれ呼び出しております。

令和6年4月4日、2回目につきましては、関係者出席として竹永茂美議員を呼び出しております。

2番目に、検証の目的と内容であります。令和6年1月12日、市議会議員が配布した文書において、公文書偽造の疑いがあることが指摘されたことにより、次のことについて検証、実態解明を行うこととしております。

（1）今回配布された文書が公文書偽造に当たるものなのか、また、刑法に反する行為であるのか。

（2）文書を配布したことによる影響（偽計業務妨害等）はなかったのか。

（3）文書を配布した目的や趣旨はどういったものなのか、また今回の行為が議員としての政

治倫理に反する行為であるのか。

(4) 再発防止策の検討。

これらの4点について、関係者の聞き取り調査を行い、事実を分析させていただきました。

まず、検証の結果です。

(1) の公文書偽造の刑法に反する行為かどうかにつきましては、公文書偽造における文書と何かということからすると、一般的にはその文書の名義人の意思表示が表れているものが必要とされております。法律用語で言えば、意思または觀念の表示（意思表示）された媒体に当たるものになると。しかしながら、今回配布されました文書、一応別紙3ということで資料として添付しておりますけど、文書については、意思表示が現れた文書とは言い難く、多分に書式として見るのが妥当であるというふうに思われます。

公文書偽造罪に関しては、私文書偽造罪と違って事実証明に関する文書以外も含まれるという解釈のほうが一般的でありますので、私文書であれば事実証明に関する文書ではないことから偽造罪にはならないとはつきり断定はできますけど、公文書に関しては、私文書にいう事実証明の文書以外も含まれるというものの、この別紙3が果たして刑法上の文書に当たるかどうかというのは疑問であるというふうに判断しております。このことから判断すれば、公文書偽造罪に該当するとは言い切れないと考えております。

続きまして、(2) の業務妨害に当たり得るかどうかに関しましては、不正な行為なのかどうかということに関しては疑問があるというところです。

一般論としては、文書の配布はまず議員が行うべき行為ではなく、「やるべきではなかった」ということは間違いないというふうに思っております。しかし、犯罪行為としての偽計業務妨害罪に該当するかというと、聞き取り調査の結果、本人の意図が市役所の業務を妨害することにはなかったと考えられます。したがって、いわゆる故意がないということで、偽計業務妨害には当たらないというふうに判断しました。

ただし、影響がなかったのかという点におきましては、この文書に関する問合せが市役所にあり、福祉事務所が対応をさせられております。福祉事務所としては間違なく業務に支障を来しております。そのため、犯罪行為ではないとしても、業務に影響がなかったとは言えないというふうに判断しております。

(3) の今回の文書を配布した目的や趣旨、議員としての政治倫理等に反する行為かどうかについてでありますけれど、このことに関しましては、本人との聞き取りの中で、下記の項目について矛盾点並びに問題点が検証されております。詳細につきましては別添資料でつけておりますので、また後で見ていただきたいというふうに思います。

その中の①といたしまして、本来、市役所が配るべき文書について議員が配るという行為に關

して言えば、それは議員自身がやるべき職務分掌の範囲を超えております。一般的に考へても越権行為であることが明らかであるにもかかわらず、そのことを理解していなかつたこと、また調査時点でも理解していないということが問題であるかと思つております。

今回の文書配布行動について、「7月豪雨被害で困つてゐる人と福祉事務所をつなぐことが目的であった。さらには、12月の回覧文書では周知が十分でないと思い、困つてゐる被災者を救済するため今回の文書を配布した」という回答でありました。

しかし、実際は竹永議員自身の発行する議会だよりと社民党福島みづほ氏の機関紙を配布するときに、ついでにその中に挟み込んで配つたということであり、自身の行つてゐる後援会活動の一つとして捉えられるかと思います。自身の言つてゐる本来の趣旨と実際に取つた行動には矛盾があるというところです。

②といたしまして、自分が独自に作成した文書、別紙3になりますけど、であるにもかかわらず、その文書の問合せ先を福祉事務所とし、対応は市役所職員任せになつてゐる。また、市役所職員に任せればいいと思っていた趣旨の発言も聞き取り調査の中で行つております。責任を自分ではなく、市役所職員に転嫁していることは問題であるというふうに捉えます。

③といたしまして、市役所が作成した文書等について、本来ならば「担当課に許可や確認を取つて活用すべきである」ということを、これまで認識していたにもかかわらず、今回は市役所の確認を取らずに、勝手に切り貼りして作成し、印刷及び配布まで行つております。そのことで市民や市役所が混乱するのではないかという配慮は全く感じられておりません。

また、その作成した文書の確認が取れなかつた理由として、聞き取り調査の中で、市役所の年末年始の休業を理由としましたが、市役所が仕事始めになつた4日の時点でもその確認を取らなかつたというのも無責任な対応と言えるかと思います。

結果として、市役所は1月12日に市民からの通報で初めて今回の件を知つたが、通報がなければもっと対応が遅れていたというふうに思われます。また、通報がなければ、いつの時点で確認するつもりだったのかも明確な回答はませんでした。

もし市役所との確認で「不適切」と言われた場合の対応をどうするつもりだったのかについても、いささか問題がありました。

④といたしまして、議員自身独自で別紙3の文書を作成しなくても、別紙1と別紙2の2枚を印刷し配布すれば、市民はもっと分かりやすかったのではないかという質問に対し、2枚だと事務的な問題、費用も含むところで、や、議員自身の議会だよりの印刷が優先的であったということで、時間的余裕がなかつたと答えております。困つてゐる市民を救済したかったという当初の議員自身の主張と実際行つた行動にやはり矛盾があるのでないかというふうに判断しております。

⑤と最後といたしまして、目的は、床下浸水で義援金の支給をしていない世帯に申請を促すためだったと答えていたが、ならば、別紙3のような書式に切り貼りした文書を作成せず、独自の義援金広報文書を作成していれば、今回のような事件も発生していなかつたことを、最終的聞き取り調査の中で本人が理解していないというふうに判断しております。

以上、①～⑤における矛盾点や問題点が聞き取り調査の中で確認をされております。

うきは市議会基本条例第21条第2項には次の規定があります。すなわち、「議員の政治活動及び職務の遂行においては、廉潔及び公正を確保するための基本的事項について、うきは市政治倫理条例を規範として行動しなければならない。」

本件の文書配布行為におきましては、竹永議員自身が作成・配布する議会だよりと一緒に配布を行っていることからすれば、政治活動の一環であったことは明らかであるというふうに思います。よって、本件の文書配布行為は、うきは市議会基本条例第21条第2項に抵触するものと考えます。

さらに、同条例同条第1項には次の規定があります。すなわち、「議員は、市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使する等、市民に疑惑を招くような行動をしてはならない。」

同条項は、議員の市民の代表者としての高い倫理性を規定したものであり、「等」には影響力を不正に行使する場合だけでなく、広く政治倫理に反する行為が含まれるものというべきである。また、その規定の趣旨からすると、故意による場合だけでなく過失による場合も含むといるべきというふうに判断しております。

本件の文書配布行為は議員の権限の範囲を超え、しかもそれにより福祉事務所の職員に不必要的対応を行わせております。また、少なくとも問合せを行ってきた市民に詐欺ではないのかと無用の疑念を抱かせておりまし、問合せをしてこなかつた市民についても同様の疑念を持つ者がいてもおかしくはないというふうに思っております。

そのことから判断すると、本件の文書配布行為は、うきは市議会基本条例第21条第1項に抵触するものと考えます。

また、同条例同条3項には、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、その疑惑を解明し、責任を明らかにしなければならないとされております。よって、議員自身の猛省を求めるものであります。

以上が議員政治倫理検証特別委員会の検証結果であります。

また、4点目といたしまして、今後、議会としてどのような対応を行うべきか、今回の検証特別委員会で協議した結果として、再発防止策の検討については、次のとおりであります。

①議員一人一人の政治倫理意識の向上を図るため、年1回もしくは議員改選時を含む2年に

1回のコンプライアンス研修を議会全体で行う。

②行政の発行する公文書等については、担当部署の許可なく使用または複製してはならない。

③議員一人一人が議員のやるべき職務分掌の範囲を再度認識をすること。

以上3点についてを再発防止策として提案いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

なお、この検証に当たりましては、野鶴委員長をはじめ、組坂公明議員、樋口隆三議員、高木亜希子議員、権藤英樹議員、大変御苦労をおかけしました。ありがとうございました。

これで質疑を終わりましたが、ただいま除斥されております竹永茂美議員から、地方自治法第117条ただし書の規定により、会議で発言をしたいとの申出があつております。

昨日、竹永議員から電話がございました、今朝早い時間に正式の発言の申入れをお受けしました。この発言を許可するに当たっては、全員の議員の同意が必要でございます。その要件として、この発言の内容については、今、委員長から報告があった内容に限っての発言、なおかつ、時間の制限もなく発言があつても進行に支障を来すし、規律、秩序を守るという議長の権限において、その2点を履行することを条件として議会に諮るということを明確に申し上げております。もしこれに反した場合については、即刻発言を停止をすることを御本人の明確な承諾もいただいておりますことを申し添えておきます。

それでは、そういうことを踏まえまして、竹永議員の入場と発言を許可することにしたいと思いますが、御同意いただけるかどうか、いかがでございましょうか。異議なしでよろしゅうござりますか。佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 時間については大体目安としてどのぐらいを考えておられますか。

○議長（江藤 芳光君） ちょっと抜けておりました。時間は10分、これを超えることがないよう、10分間ということでございました。

じゃあそれを踏まえて、よろしゅうございますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） それでは、御同意をいただいたというふうにいたします。

したがって、竹永茂美議員の入場並びに発言を許可することに決しました。

それでは、竹永議員の入場を許可いたします。

[7番議員 竹永 茂美君 入場]

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員が入場いたしました。

それでは、ただいま全会一致で竹永議員の申出の発言を同意、許可をいたします。

その件について申し上げておきたいと思います。今日竹永議員に申し上げたとおり、今回の発言につきましては、ただいま野鶴委員長から報告があった内容に限ります。そして、しかも発言の時間は10分以内といたします。これに反した場合については即刻発言を停止する措置を取らせていただきます。

それでは、竹永議員の発言を許可します。それでは、演台のほうにおいでください。

○議員（7番 竹永 茂美君） それでは、発言の機会をいただいてありがとうございます。また、この時間を取らせていただいたことについてお礼とおわびを申し上げたいと思います。

本日、議場に来ましたら、議員政治倫理検証特別委員会の報告書を頂きました。それを読みながら幾つかの意見を表明させていただきたいと思います。

まず読みまして、1ページについてはそのとおりだったのかなと思います。ただ、ここに書いてある検証の目的が、1番、公文書偽造に当たるものか、刑法に反する行為なのか、2番、文書を配布したことによる影響、偽計業務妨害、3番、文書を配布した目的や趣旨はどうだったのか。また、政治倫理に反する行為であったのか、4番、再発防止の検討について、報告を読ませていただきました。

2ページに行きまして、最初に（1）が公文書偽造に当たるかということで、最後に書いてありますように、公文書偽造罪に該当するとは言い切れないと考えるということで、私が4月3日に全議員さんへ渡した意見書の答弁と一緒にふうに考えております。

また、2番、業務妨害に当たるかのことについても、本人の意図が市役所の業務を妨害することにはなかったと考えられる。したがって、偽計業務妨害には当たらないと判断したということで、2番の点についても私が提出しました意見書と同じ判断をしていただきました。

ただ、しかしという文章の中で、（2）の業務妨害のところの中で、市役所に問合せがあったことが業務に影響がなかったとは言えない。しかし、じゃあ業務に対する影響があった、なかつたという根拠はどこに書いてあるのかというのは、読みましたけど、分かりませんでした。

それから、（3）の文書を配布した目的や趣旨、そして議員としての政治倫理ですが、前半の目的と趣旨としては、9月、あるいは12月、あるいは3月議会でも質問していて、困つてある方、特に10月末現在で407件のうち50件しかつないでなかつたという状況から考えると、繰り返しになりますが、9月や12月に述べましたように、各戸に配布すべきではなかつたかということがなされてなかつたことに対する検討がなされてなかつたのは大変残念だと思っております。

それから、（3）の①ですが、本来、市役所が配るべき文書を議員が配るという行為に関して言えば、それは議員自身がやるべき職務分掌の範囲を超えている。一般的に考えても越権行為であることが明らかであるにもかかわらず、そのことを理解していなかつたこと、また調査時点でも理解していなかつたことが問題であるということでしたが、後のほうの添付資料の1に私のがあるかどうか分かりませんが、一般質問等々では、繰り返しになりますが、市役所や福祉協議会とつなげていない、ましてや今回の義援金については福祉事務所のほうから出されていてもつながってない義援金があったことに対して、じゃあそのことを市役所として12月末段階でどうするのかという意思表示がなかつたということからするならば、困っている人に対して手を差し伸べるというのは、一市民として、また議員として行うべき行為ではないかというふうに思っております。

それから、②自分が独自に作成した文書で、問合せ先を自分の場所にすればいいんじゃないかなみたいな感じになっておりますが、もしそうした場合は、これは明らかに公文書偽造、変造に当たるという弁護士さんの判断がありましたので、弁護士さん同士の意見が分かれている分については、もう少し慎重にしていただきたいと思いますし、2ページの一番下から2行目、責任を自分でなく市役所職員に転嫁していることが問題であるということは、もう少し具体的に述べていただきたかったと思っております。

それから、3ページに行きまして、③市役所が作成した文書について、本来ならばということについては、私自身確認ができるなかつたことについては、1月の全協、2月の全協、そして3月の議会でもおわびしているところでありますし、本日でも迷惑をおかけしたことについてはおわびをいたします。大変迷惑をおかけしました。

そして、その後の部分がなかなか理解できなかつたことですが、3ページの⑤ですね。目的は、床下浸水で義援金の支給をしていない世帯に申請を促すためだったと答えていた。ならば別紙3のような書式に切り貼りした文書を作成せず、独自の義援金広報文書を作成していれば、今回のような事件も発生していなかつたことを本人が理解していないということですので、それをそういうふうに捉えられればそうだと思いませんけども、本来、義援金の申請を作成を促すのは市役所が第一義的な責任であり、それが結果、徹底しなければ、それを知っている市民、あるいは議員として行うべきではないかなというふうに考えております。

それから、4ページ目、その判断からすると、議会基本条例ないしということで、また、同条例同条3項に、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、その疑惑を解明し、責任を明らかにしなければならないとされているということであれば、具体的にどのようにしていけばいいのか、このような場で発言することなのか、また、今後私が出すだろう議会だよりで経緯等々を書くべきなのか、もう少ししていただきたいと思っております。

よって、議員自身の猛省を求めることがあるということにつきましては、そのとおりであると受け止めております。

それから、今後議会としての対応、（4）につきましては、4月に受けたときに言われましたので、そのときにも、今後についてはそのとおりだと思っております。

最後になりますが、4月4日、倫理審査会の諮問というか、調査を受けましたが、まだその当時、1月12日の前公室長での大声での発言、それから議長での机をたたいての発言等で精神的な支障をもたらしていたので、十分答え切れませんので、御了承くださいということを冒頭に述べてきました。また、このようなパワハラ発言がなくなるようにもお願いしてきたところであります。

以上、142件回りまして、113件の破棄依頼、申請書に多分つながった件数も28件以上、回収が3件ということを述べまして、皆様方に大変貴重な時間を取りていただいたことを感謝を述べ、私の意見表明とさせていただきます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 以上で竹永議員の発言、弁明とも思いますが、終わらせていただきますが、議長として申し上げたいと思います。

この事件が発覚したのが年明けの10日ほどだったと思います。市役所のほうも職員も混乱して、外部からの詐欺ではないかというふうな中でいろいろ聞き取りをしました。急ぎ議員からの発言もありまして、この事態を重く見て、臨時の全員協議会を開きました。これを議事録的にまとめたものを皆さんの中で局長が読み上げて、あなたは全てを認めて謝罪をしました。

ところが、以後、今日に至るまでのあなたの態度というのは、反省の色のみならず反感の連続がありました。しかも、ここに持つてますが、先ほどあなたから発言があった意見書、これは多分弁護士さんが書いた文章だと思うんですけど、完全に私どもに無断で、しかも検証委員会の開催されるさなかに全議員にポスティングをして、私も全く知りませんで、事務局も知りませんでした。こんな行為をしながら、言葉だけの迷惑かけたという言葉で、誰が信用しますか。まさに猛省をすべき事態であって、弁明の余地はないと私は思います。今のあなたの発言に対して、我个人の立場としての感想としたいと思います。

以上で終わります。

竹永議員、退席してください。

[7番議員 竹永 茂美君 退席]

○議長（江藤 芳光君） 以上で議員政治倫理検証特別委員会の調査報告を終わります。

それでは、竹永議員の入場を許可いたします。

[7番議員 竹永 茂美君 入場]

○議長（江藤 芳光君） それでは、予定がここで終わりましたので、暫時休憩といたします。

午前10時01分休憩

午前11時25分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開いたします。

追加日程第1. 議長辞職について

○議長（江藤 芳光君） ここからは私の一身上の事件となりますので、議長を副議長に交代させていただきます。

野鶴副議長、議長席へお願いをいたします。

[副議長 野鶴 修君議長席に着く]

○副議長（野鶴 修君） 地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。

このたび江藤芳光議員のほうから議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。議長の辞職についてを日程に追加し、日程の順序を変更して議題とすることに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（野鶴 修君） 異議なしと認めます。したがって、議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第1、議長辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、江藤芳光議員の退席を求めます。

[14番議員 江藤 芳光君 退席]

○副議長（野鶴 修君） まず、辞職願を局長のほうに朗読させます。局長。

○事務局長（浦 聖子君） 辞職願。うきは市議会副議長野鶴修様。

このたび、都合により議長を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。

うきは市議会議長江藤芳光。

○副議長（野鶴 修君） お諮りします。江藤芳光議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（野鶴 修君） 異議なしと認めます。したがって、江藤芳光議員の議長の辞職を許可することに決しました。

江藤芳光議員の入場を許可します。

追加日程第2. 選挙第1号

○副議長（野鶴 修君） 皆さんにお諮りします。ただいま議長が欠員となりましたので、議長選挙についてを日程に追加し、日程の順序を変更して選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（野鶴 修君） 異議なしと認めます。したがって、議長選挙についてを日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

ここで、暫時休憩とします。

午前11時29分休憩

午前11時58分再開

○副議長（野鶴 修君） 再開します。

追加日程第2、選挙第1号議長選挙についてを議題とし、議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

[議場閉鎖]

○副議長（野鶴 修君） 念のため申し上げますが、当選人は法定得票数を超えた最多得票者です。得票数が同じの場合は、くじで当選人を決定いたします。
ただいま出席議員は14名です。

それでは、投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○副議長（野鶴 修君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（野鶴 修君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、続きまして投票箱の点検を行います。

[投票箱点検]

○副議長（野鶴 修君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。なお、他事記載並びに白票については無効といたします。

ただいまから投票を行います。投票用紙には被選挙人氏名、名字と名前を記載してください。

よろしくお願ひいたします。

それでは、事務局長のほうが議席番号順に氏名を読み上げますので、順番に投票のほうお願ひいたします。

[事務局長点呼・議員投票]

1 番	権藤	英樹君	2 番	高木亜希子君
3 番	高松	幸茂君	4 番	樋口 隆三君
5 番	組坂	公明君	6 番	佐藤 裕宣君
7 番	竹永	茂美君	8 番	岩淵 和明君
9 番	熊懐	和明君	10 番	中野 義信君
11 番	佐藤	湛陽君	12 番	伊藤 善康君
13 番	野鶴	修君	14 番	江藤 芳光君

○副議長（野鶴 修君） 投票漏れはございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（野鶴 修君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終了いたします。

続きまして、開票を行います。開票立会人に議席番号1番、権藤英樹議員、議席番号2番、高木亜希子議員を指名いたします。前のほうにお願いします。立会いをお願いいたします。

[開票]

○副議長（野鶴 修君） 選挙の結果を報告いたします。局長に報告をさせます。局長。

○事務局長（浦 聖子君） 報告いたします。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、組坂議員6票、江藤議員8票。

以上でございます。

○副議長（野鶴 修君） 以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、最多得票の江藤議員が議長に当選されました。議場の出入口の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○副議長（野鶴 修君） ただいま議長に当選されました江藤芳光議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項により当選の告知をします。

議長に当選されました江藤議員に当選承諾及び挨拶を求めます。江藤議員、登壇願います。

○議員（14番 江藤 芳光君） 皆様に一言御礼なりを申し上げたいと思います。

また2期目、残された2年を担うようになりました。先ほど申し上げたとおり、課題山積みでもございます。市長の退任で新しい市長をお迎えするというのを、行政の継続性をもって、議会が主導して、しっかりと課題に向き合っていきたいと思いますので、皆さんのお支えを賜りますようお願いを申し上げて、御挨拶にしたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（野鶴 修君） それでは、これより議長と交代いたします。

[副議長退席 江藤 芳光君議長席に着く]

○議長（江藤 芳光君） それでは、ただいまより私が議長の職務を務めさせていただきます。

追加日程第3. 副議長辞職について

○議長（江藤 芳光君） このたび、野鶴修議員から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。副議長の辞職についてを日程に追加し、日程の順序を変更して議題とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第3、副議長辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、野鶴修議員の退席を求めます。

[13番議員 野鶴 修君 退席]

○議長（江藤 芳光君） まず、辞職願を局長に朗読させます。局長。

○事務局長（浦 聖子君） 辞職願。うきは市議会議長江藤芳光様。

このたび、都合により副議長を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。

うきは市議会副議長野鶴修。

○議長（江藤 芳光君） お諮りいたします。野鶴修議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、野鶴修議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

野鶴修議員の入場を許可いたします。

[13番議員 野鶴 修君 入場]

追加日程第4. 選挙第2号

○議長（江藤 芳光君） お諮りします。ただいま副議長が欠員となりましたので、副議長選挙に

ついてを日程に追加し、日程の順序を変更して選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、副議長選挙についてを日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

ここで、暫時休憩といたします。

午後0時10分休憩

午後0時24分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

追加日程第4、選挙第2号副議長選挙についてを議題とし、副議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

[議場閉鎖]

○議長（江藤 芳光君） 念のため申し上げますが、当選人は法定得票数を超えた最多得票者です。

得票数が同じの場合は、くじで当選人を決定いたします。

ただいまの出席議員は14名でございます。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○議長（江藤 芳光君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱の点検をお願いします。

[投票箱点検]

○議長（江藤 芳光君） 異状なしと認めさせていただきます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。なお、他事記載並びに白票については無効といたします。

ただいまから投票を行います。投票用紙には被選挙人氏名、名字と名前を記載してください。

それでは、事務局長が議席番号順に氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

[事務局長点呼・議員投票]

1番 権藤 英樹君

2番 高木亜希子君

3番	高松	幸茂君	4番	樋口	隆三君
5番	組坂	公明君	6番	佐藤	裕宣君
7番	竹永	茂美君	8番	岩淵	和明君
9番	熊懷	和明君	10番	中野	義信君
11番	佐藤	湛陽君	12番	伊藤	善康君
13番	野鶴	修君	14番	江藤	芳光君

○議長（江藤 芳光君） 投票漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。開票立会人に議席番号1番、権藤英樹議員、議席番号2番、高木亜希子議員を指名します。両議員は立会いをお願いします。

[開票]

○議長（江藤 芳光君） 選挙の結果を報告いたします。局長に報告させます。

○事務局長（浦 聖子君） 報告いたします。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、熊懷和明議員7票、野鶴修議員7票。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 以上のとおり、熊懷議員と野鶴議員の得票数が同じであり、しかも法定得票数4票を超えております。したがって、地方自治法第118条の規定により、準用する公職選挙法第95条第2項の規定によって、当選者はくじで決めることになります。

くじの手続について申し上げます。くじは1番から10番までの抽せん棒によって行います。くじは2回引きます。まず1回目は、くじを引く順番を決めます。2回目は、その引いたくじの番号が若い順に、当選人を定めるくじを引いていただきます。なお、当選人と定めるくじにおいて、最も若い番号を引いた方を当選人といたしますので、御了承願います。

事務局は、くじを抽せん器に入れてください。

それでは、熊懷議員、野鶴議員、前のほうまでお願ひいたします。まず、くじを引く順序をくじで決めます。同時にお願ひいたします。

[くじ引き]

○議長（江藤 芳光君） ただいまのくじの結果は、熊懷議員が先にくじを引くようになりました。

それでは、先に熊懷議員、くじを引いてください。

[くじ引き]

○議長（江藤 芳光君） くじの結果を報告いたします。熊懷議員が当選のくじを引かれました。
したがって、熊懷議員が副議長に当選されました。
議場の出入口の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（江藤 芳光君） ただいま副議長に当選されました熊懷議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

副議長に当選された熊懷議員に当選承諾及び挨拶を求めます。熊懷議員、登壇願います。

○議員（9番 熊懷 和明君） 当選させていただきました熊懷でございます。さっき言いました
ように、まず議長を支えながら、さっき所信表明した公約をちゃんと守って、2年間頑張りたい
と思いますので、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（江藤 芳光君） ここで、暫時休憩とします。

午後 0 時36分休憩

午後 3 時32分再開

○議長（江藤 芳光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第5. 決定第1号

○議長（江藤 芳光君） お諮りします。議席の一部変更についてを日程に追加し、日程の順序を
変更して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議席の一部変更についてを日程に
追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第5、決定第1号議席の一部変更についてを議題といたします。

会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更します。

局長に朗読させます。局長。

○事務局長（浦 聖子君） 決定第1号議席の一部変更について。

うきは市議会会議規則第4条第3項の規定により、議席を次のとおり変更する。令和6年6月
7日。うきは市議会議長江藤芳光。

議席番号 1 番、権藤英樹議員、2 番、高木亜希子議員、3 番、高松幸茂議員、4 番、樋口隆三
議員、5 番、組坂公明議員、6 番、佐藤裕宣議員、7 番、野鶴修議員、8 番、竹永茂美議員、
9 番、岩淵和明議員、10 番、中野義信議員、11 番、佐藤湛陽議員、12 番、伊藤善康議員、
13 番、熊懷和明議員、14 番、江藤芳光議員。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） お諮りします。ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに決しました。

追加日程第6. 決定第2号

○議長（江藤 芳光君） お諮りします。常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、日程の順序を変更して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第6、決定第2号常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任についてを議題いたします。

常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名することになっております。

委員会委員名簿をお手元に配付いたしております。

ただいまから事務局長に朗読させます。事務局長。

○事務局長（浦 聖子君） 決定第2号常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について。うきは市議会委員会条例第7条第1項の規定により、常任委員会委員及び議会運営委員会委員を次のとおり指名する。令和6年6月7日。うきは市議会議長江藤芳光。

委員会名と委員の氏名を述べます。

総務産業常任委員会、岩淵和明議員、高松幸茂議員、江藤芳光議員、伊藤善康議員、佐藤湛陽議員、組坂公明議員、権藤英樹議員、以上7名です。

厚生文教常任委員会、高木亜希子議員、佐藤裕宣議員、中野義信議員、熊懐和明議員、竹永茂美議員、野鶴修議員、樋口隆三議員、以上7名です。

議会運営委員会、佐藤裕宣議員、野鶴修議員、岩淵和明議員、組坂公明議員、高松幸茂議員、高木亜希子議員、以上6名です。

○議長（江藤 芳光君） 朗読が終わりました。以上のとおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました各議員をそれぞれの常任委員会委員及び議会運営委員会委員に選任することに決しました。

追加日程第7. 常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長の選任結果報告について

○議長（江藤 芳光君） お諮りします。常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長の選任結果報告を日程に追加し、日程の順序を変更して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長の選任結果報告を日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第7、常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長の選任結果報告を行います。

常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会において互選をしていただくことになっております。互選の結果を議長まで報告いただいておりますので、ただいまから事務局に朗読させます。浦局長。

○事務局長（浦 聖子君） 常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長の選任について結果報告でございます。

うきは市議会委員会条例第8条第2項の規定により、常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長が次のとおり互選されたので報告する。令和6年6月7日。うきは市議会議長江藤芳光。

委員会名、委員長名、副委員長名の順に読ませていただきます。

総務産業常任委員会、岩淵和明議員、高松幸茂議員。

厚生文教常任委員会、高木亜希子議員、佐藤裕宣議員。

議会運営委員会、佐藤裕宣議員、野鶴修議員。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 朗読が終わりました。以上のとおりであります。

以上で、常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長の選任結果報告を終わります。

追加日程の関係で、改めて議事日程を配付いたしておりますので、御確認をお願いいたします。

日程第5. 議案上程

○議長（江藤 芳光君） 日程第5、議案の上程を行います。

報告第1号から報告第3号まで3件、議案第26号から議案第33号まで8件、請願第1号1件、陳情第4号から陳情第5号まで1件、以上を上程いたします。

日程第6. 市長の提案理由説明

○議長（江藤 芳光君）　日程第6、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君）　本日、令和6年第2回うきは市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多忙中にもかかわらず御参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

このたび、私は7月14日をもって任期満了によりうきは市長を退任いたします。平成24年7月に市長に就任させていただき、3期12年にわたりうきは市のまちづくりを進めてこられたのも、ひとえに議員の皆様をはじめとする市民の皆様の御理解と御協力のたまものと心から感謝を申し上げます。

平成24年7月15日に「元気と幸せを！つながろう　うきは」をスローガンに市長に就任させていただいたところですが、市長就任時、我が国は少子高齢化、人口減少とともに、経済が低迷し、さらに、グローバル化等により先の見えない閉塞感にとらわれている状況であったことから、このうきはの地から時代を先取りした元気と幸せを感じられるうきは市型地域社会づくりを目指し、閉塞感を打破する気概でうきは市の個性が評価されるような地域社会を創造したいとの強い思いがありました。そのために、うきは市固有の自然、風土、文化、歴史等の特色を生かし、また、市民の皆様とともに知恵と工夫を凝らして、他地域とは一味も二味も違う存在感のあるうきはブランドの構築に努めてきたところであります。

2期目には、うきは市の人口減少に歯止めをかけ、さらなる飛躍を図るため、福岡県内の自治体で最初に策定した地方創生の地方版総合戦略うきは市ルネッサンス戦略の基本方針の下、1つが、うきはの資源活用と新たな雇用の創出、2つ目に、地域コミュニティの再生と都市部からの人の呼び込み、3つ目に、結婚から子育てを経て生涯夢を持ち生活することができるうきは市、4つ目に、時代に合ったうきはの地域づくりと広域的な地域間連携の4つを柱に、様々な施策・事業の展開を図ってきたところであります。

しかしながら、なかなか人口減少に歯止めがかからない中、3期目に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策、自然災害などに対する防災対策、若年層の人口減少対策、地域経済の活性化対策、デジタル化対策、縮小社会に対応した身の丈に合った行財政運営等の諸課題を最優先課題として位置づけ、その事業の実施に当たっては、第2次うきは市総合計画、第2期うきは市ルネッサンス戦略、第2次うきは市教育大綱、うきは市過疎地域持続的発展計画等に位置づけられた事業を通じて、活力と魅力あるうきは市の形成に向け、様々な取組を進めてきたところであります。

ます。

任期中には大規模な災害や新型コロナウイルス感染症への対応など困難にも直面いたしましたが、議員の皆様をはじめとする市民の皆様、さらには各関係機関の御支援や御協力をいただきながら、うきは市が一体となって課題の解決に取り組むことができたと思っております。これまでの12年間、深い御理解と温かい御支援により支えていただきました全ての皆様に重ねて心より感謝とお礼を申し上げます。

さて、5月に入りまして、次第に気温も上昇し、日差しの強い日が増えてまいりました。5月21日には沖縄・奄美地方が梅雨入りとなりましたが、九州北部地方の梅雨入りは例年よりも遅くなるとの予想となっております。先月下旬には台風1号が発生し、四国地方や関東地方などでは交通機関への影響や浸水被害等が発生しました。

近年これまでに経験したことがないような大雨や台風をはじめ、火災や規模の大きな地震など自然災害が多発しており、そのたびに全国各地で甚大な被害が発生しております。うきは市におきましても、昨年7月10日、度重なる線状降水帯の発生により大雨特別警報が発表されるなど記録的な大雨災害に見舞われ、市内全域で床上浸水91件、床下浸水417件、道路被害250か所、河川被害95か所、農地関連被害299か所、被害総額約25億円という、平成24年九州北部豪雨災害に次ぐ大規模な被害が発生をいたしました。現在、これらの被害に関して、その復旧に向けて全力で取り組んでいるところでございます。

被害の大きかった巨瀬川流域においては、国や県、久留米市等の関係機関と連携した巨瀬川流域治水推進会議が設置され、おおむね5年で取り組む筑後川水系巨瀬川流域緊急治水対策プロジェクト、中長期的に取り組む筑後川水系巨瀬川流域治水プロジェクトを策定しており、まずは緊急治水対策プロジェクトに沿って、河道掘削、築堤、橋梁改築、砂防堰堤整備等の取組を集中的に行っていくこととしております。

また、自然災害による被害を最小限に抑えるためには、身の回りの危険箇所や避難所、避難経路をあらかじめ確認しておき、日頃から災害に備えておくことが重要となります。このたびうきは市では、洪水浸水想定区域の見直しや最新の防災気象情報等の見直しに伴いまして、うきは市総合防災マップを全面的に改訂し、先月に市内の全世帯の方々へ配布をさせていただいたところであります。今後もさらなる総合的な防災・減災対策を進めていかなければならないと考えているところであります。

さて、我が国の経済に関してでありますが、内閣府は国全体のマクロ経済の状況を明らかにするために、四半期ごとの国内総生産GDP成長率を発表しております。5月16日に発表された令和6年1月期から3月期の速報値は、物価変動の影響を除いた実質GDP成長率は前期比0.5%減少、年率に換算すると2.0%の減少となりました。

また、内閣府が5月27日に発表した現状の景気に関する政府の公式見解であります月例経済報告によりますと、景気は、このところ足踏みも見られるが、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要があるとしております。

このような経済状況の中、政府は令和6年度税制改正による所得税と住民税の定額減税を今月より始めることとしており、うきは市としましても、その対応を進めているところであります。また、物価高騰に対応する支援としまして、令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯や住民税均等割のみの世帯へのこども加算を含めた給付事業に係る予算につきまして、本議会において補正予算として計上させていただいております。

うきは市では、厳しい財政状況の中ではありますが、今後も国や県の施策動向を注視しつつ、しっかりと事業を推進してまいります。事業の推進に当たりましては、議会との連携が重要でございます。議員の皆様の御理解、御協力を賜りながら努めてまいる所存であります。活力あるうきは市の形成に向け、引き続き御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げる次第であります。

さて、本日提案をしております議案は、条例案件4件、予算案件1件、その他の案件3件と報告案件3件となっております。

まず、報告第1号は、一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

2款1項総務管理費ほか計28事業につきまして、令和5年度から繰り越して使用することができる経費に係る繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。

報告第2号は、下水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

4款1項資本的支出の下水道事業資本的支出のうち建設改良費の1事業及び2款1項収益的支出の下水道事業費用のうち営業費用の1事業、合計2事業につきまして、令和5年度から繰り越して使用することができる経費に係る繰越計算書を調製しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告をするものでございます。

報告第3号は、うきは市土地開発公社の経営状況についてであります。地方自治法第243条の3第2項の規定により、うきは市土地開発公社の経営状況について報告をするものでございます。

議案第26号は、令和5年度うきは市一般会計補正予算（第12号）に係る専決処分の承認を

求めることについてであります。

地方交付税等の歳入が確定したことと合わせて、繰越明許費補正の追加に関する補正予算につきまして専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,216万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ196億333万3,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、自動車重量譲与税3,266万5,000円、株式等譲渡所得割交付金1,296万5,000円、地方消費税交付金1億2,134万3,000円、地方交付税3億7,708万2,000円の増額補正と、基金繰入金3億614万3,000円の減額補正を計上いたします。

歳出は、総務費では、総務管理費2億7,198万3,000円、予備費18万1,000円の増額補正を計上いたします。

議案第27号は、うきは市税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めるについてであります。

地方税法等の一部改正に伴い、うきは市税条例の一部改正が必要となり、専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

議案第28号は、うきは市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めるについてであります。

地方税法施行令の一部改正に伴い、うきは市国民健康保険税条例の一部改正が必要となり、専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

議案第29号は、令和6年度うきは市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億887万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164億3,787万円とするものでございます。

歳入は、国庫補助金8,493万7,000円、雑入2,393万3,000円の増額補正を計上いたします。

歳出の主なものは、民生費では、社会福祉費5,337万7,000円、児童福祉費1,513万円、衛生費では、保健衛生費3,010万円の増額補正を計上いたします。

議案第30号は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例の一部を改正するものでございます。

議案第31号は、うきは市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、うきは市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第32号は、うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

議案第33号は、うきは市つづら棚田交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

近年の物価高騰により施設の運営が困難な状況であることを踏まえ、使用料の見直しをするため、うきは市つづら棚田交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際に、担当課長より改めて御説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 市長の説明が終わりました。

日程第7. 議案第26号

○議長（江藤 芳光君） 日程第7、議案第26号専決処分の承認を求めるについて（令和5年度うきは市一般会計補正予算（第12号））を議題といたします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 企画財政課の高瀬でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案書の2ページをお願いいたします。

議案第26号専決処分の承認を求めるについて。

令和5年度うきは市一般会計補正予算（第12号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求める。令和6年6月7日提出。うきは市長高木典雄。

3ページでございます。

専決第2号専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。

令和5年度うきは市一般会計補正予算（第12号）を別紙のとおり定めること。令和6年3月29日。うきは市長高木典雄。

続いて、令和5年度補正予算書、一般会計（補正第12号）の1ページをお開き願います。

専決第2号令和5年度うきは市一般会計補正予算（第12号）。

令和5年度うきは市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,216万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ196億333万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。令和6年3月29日。うきは市長高木典雄。

続いて、7ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正でございます。

まず、4款1項、水道事業パンフレット印刷製本費28万1,000円でございます。水道事業の内容協議に時間を要し、パンフレットの作成が令和6年度となったため、印刷製本費を繰り越すものでございます。

次に、10款2項、振興備品購入費640万2,000円でございます。昨年度末に御幸小学校給食室の真空冷蔵庫が故障いたしました、早急な対応が必要になったことから、令和5年度予算の予備費で予算措置をいたしました。真空冷蔵庫とは、調理したおかずなどに細菌が繁殖しないよう冷却するものでございます。早期発注はしたもの、納品が令和5年度中では困難なため、次年度に繰り越すものでございます。なお、故障期間中の対応でございますが、水温が温かい時期は調理したおかずなどを冷水で冷やすことで細菌の繁殖を抑え、また、気温が高く冷水で対応できない日は、冷却を必要としないため物等のおかずへ変更して、児童に対しては安全な食の提供に努めておるところでございます。

最後に、10款5項、総合体育館屋上防水改修工事費等2,015万5,000円でございます。工期中に悪天候が続き、工事の進捗が遅れ、令和5年度中の完了が困難となったため、次年度に繰り越すものでございます。

続きまして、予算説明書の歳入について説明いたします。

13ページをお開き願います。

款項の説明に入ります前に、各種譲与税、交付金等につきましては、国または県が徴収しました税等に対しまして、法令に基づく配分率で市町村に交付されるものでございます。年間2回ないし4回に分けて交付をされておりまして、3月が最終交付月となりますので、額の確定に伴い補正を行ったものでございます。

まず、2款1項1目地方揮発油譲与税は303万1,000円の増額補正でございます。

続きまして、14ページ、2款2項1目自動車重量譲与税は3,266万5,000円の増額補正です。

15ページ、3款1項1目利子割交付金は3万2,000円の減額補正でございます。

16ページ、4款1項1目配当割交付金は803万3,000円の増額補正でございます。

17ページ、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金は1,296万5,000円の増額補正でございます。

18ページ、6款1項1目法人事業税交付金は690万9,000円の増額補正でございます。

19ページ、7款1項1目地方消費税交付金は1億2,134万3,000円の増額補正でございます。

20ページ、8款1項1目ゴルフ場利用税交付金は606万5,000円の増額補正でございます。

21ページ、9款1項1目環境性能割交付金は133万3,000円の増額補正です。

22ページ、10款1項1目地方特例交付金は155万5,000円の増額補正です。

23ページ、10款2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金は8万円の増額補正です。

24ページ、11款1項1目地方交付税は、特別交付税3億7,708万2,000円の増額補正です。

25ページ、12款1項1目交通安全対策特別交付金は28万5,000円の増額補正です。

26ページ、17款1項財産運用収入の2目利子及び配当金は、基金を有価証券化して、その運用益の収入になりますが、年度末に運用益の総点検を行いまして、一部予算化してなかったものと運用益の額を誤って計上していたものがございましたので、実績額に応じて予算補正を行うものでございます。総額で248万3,000円の増額補正です。

27ページ、18款1項2目指定寄附金は、まち・ひと・しごと創生寄附金、いわゆる企業版ふるさと納税分290万円の増額補正となります。

28ページ、19款1項1目財政調整基金繰入金は、令和5年度当初予算における財源不足分及び7月豪雨災害による財源として財政調整基金の取崩しを予定しておりましたが、その後新たな財源の獲得や各種交付金の増額、入札による工事費等の減額などによりまして、財政調整基金からの繰入れが不要となりましたので、財源不足を補うための予算3億614万3,000円を減額するものでございます。

29ページ、21款5項1目雑入の自動車取得税交付金161万円の増額補正につきましては、こちらは制度として自動車取得税交付金は令和元年度で終了しておりますが、自動車メーカーの日野自動車株式会社が排ガス・燃費性能試験において不正行為を行い、過去に納税された自動車

取得税に不足が生じ、地方税法に基づく追徴課税を受けております。この追徴分が納付されたことによりまして、旧地方税法に基づき、各市町村に自動車交付税交付金が交付されたことによるものでございます。

続きまして、30ページ、歳出でございます。

2款1項7目財政調整基金費2億7,198万3,000円の増額補正です。内訳といたしまして、財政調整基金2億6,429万9,000円のうち、2億6,300万円は各種交付金等の増額による歳入剩余金を基金に積み立てるものでございます。財政調整基金に積み立てる理由といたしましては、市町村合併以降20年間様々な事業の財源として活用をしてきました合併特例事業債が今年度をもって終了いたします。このようなことから、今後、財源不足が見込まれることも予想されまして、将来的な財源の確保を図るため、当該基金への積立てを行ったところでございます。今回の積立てで財政調整基金の残高は63億9,000万円余と見込んでおります。

予算書に戻りまして、財政調整基金の残り129万9,000円と、その下の減債基金以下振興基金までは、有価証券で運用している基金の運用益につきまして、一部予算化していなかったものと運用益の額を誤って計上していたものがございましたので、実績額に応じて予算補正を行うものでございます。一番下のふるさと・まごころ基金は、企業版ふるさと納税のうち、ラグビータウンプロジェクト分として650万円を増額するものでございます。

31ページ、13款1項1目予備費18万1,000円の増額補正です。歳入歳出補正額の調整によるものでございます。

説明は以上となります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） それでは、ちょっと幾つかお尋ねをいたします。

7ページですけれど、繰越明許費のところですけども、10款2項小学校費関係ですけれども、これは御説明の中であったように、専決の決定が3月22日だということだという説明がありました。そういう意味では、この説明があったのが5月30日だったと思うんですね。そういう意味では、ちょっと時間差があるということで、その辺のところのは正を改めて、なぜかなという。先ほど説明の中では、発注したけど入荷が遅れるというような経過があったというふうな理解しますけれども、その辺でもうちょっと早め、5月の頭でもここはできたのではないかなどといふこともちょっと気になったので、お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、10款5項のところの総合体育館屋上の防水改修工事費ですけれども、当初予算が1,972万3,000円だったと思うんですけれども、私の記憶違いかもしれませんけれども、それに43万2,000円ほどちょっと加算してるんですけども、その財源の確認をちょっとお

願いをしたいなというふうに思っています。

それから、19ページになりますけども、歳入のところですけども、地方税交付金が改めて1億2,000万円交付されるという形になっております。そういう意味では、最終的に報告書が提出されるだろうと思うんですけども、社会保障費としてどのように支出を予定されているのか、確認をしたいというふうに思います。

それから、24ページですけれども、地方税交付金について確認になりますけれども、これは算定根拠があればちょっと確認したいんですけども、令和5年度の災害加算分という意味で理解すればよろしいのかどうか、その点ちょっと改めて確認したいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 吉松市長公室長。

○市長公室長（吉松 浩君） 市長公室長、吉松でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、お尋ね幾つかございましたうちの1点目、繰越明許の特に小学校の教育振興費の備品の購入の関係です。こちらの関係につきましては、当初もしくは補正予算の中で、当然ながらといいますか、緊急性が高い備品の購入ということになりましたものですから、予備費のほうから充用させていただいたところですが、その点につきまして、明許繰越になったというところとの整合性等につきましての事務的な私どもの確認の漏れがございまして、この分で確認が遅れた、御報告も遅れたということでございますので、この分についてはおわびするところでございます。

申し訳ございません。

○議長（江藤 芳光君） 高瀬課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 2点目以降の質問に対しまして答弁をいたします。

まず、繰越しの10款5項の体育館の防水工事費でございますけれども、こちらのほうにつきまして、3月の議会におきまして繰越しの御議決をいただいたものだというふうに記憶しております。そのときの金額もこちらに掲載している額と同額というふうなところで。失礼いたしました。金額につきまして、少しちょっと確認する時間を頂きたいと思います。

それから、19ページの地方消費税交付金につきまして、こちらの分につきましては、消費税が8%から10%に上がる際に、その分の2%は社会保障の経費に使うというふうなことで決まりがありますので、そちらのほうにつきましては間違いなく社会保障経費のほうに使わせていただいているということでお答えをさせていただきます。

それから、24ページの地方交付税の増額でございます。これ中身は特別交付税の増額ということになっておりまして、議員おっしゃるように、本年度7月にうきは市のほうも豪雨災害を受けておりまして、その分もありまして、はっきりしたちょっと金額のほうが幾らというふうなことが出ないのがこの特別交付税の特徴となっておりまして、はっきりした金額は申し上げること

はできないんですが、そういう理由もありまして、増額があったというふうなことで理解をしております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 改めてそういう意味では、今御回答いただいた内容で改めて確認をしたいと思いますので、数字の確認はお願ひしたいと思います。

続きまして、31ページ、1点だけ確認します。予備費についてです。今回、調整で18万1,000円ということになるんだろうと思うんですけども、例年この手当については、普通は例年いつも予備費で4,000万円程度だったと思うんですけども、これは去年の災害との関係で予備費を1億円ほど入れたという経過があるだろうと思ってます。ただ、この時点でまだ1億2,600万円ということになるわけですけども、これをどのように処理をしようとしているのか、ちょっと改めて、予備費をこのまま一般財源のところに戻していくというか、どこかほかの財政調整基金に戻すとか、何らかの方針があるのかどうか、ちょっとそれだけ確認をしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高瀬課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） こちらは予算書の31ページの予備費の補正前の額として1億2,000万円ほど上がってございます。こちらの分につきましては、災害が発生したときに1億円予備費を積み増しをしまして、その分については既に災害の費用として使っております。予算書にはまだこれが補正前の額ということで1億2,000万円上がっておりませんけれども、この部分の予算書でのその後の推移というのが予備費だと出てこないものですから、現在1億2,000万円まだ予備費に積み立てたままになっているというふうなところでの見え方もありますけれども、実際のところは災害に対しまして1億円、1億円弱ですけれども、使用をさせていただいているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 1点のみお尋ねいたします。7ページの先ほどの教育費、保健体育費の総合体育館屋上防水改修工事ということですが、数年前、いわゆる体育館の空調をするために、そういう特殊防水といいますか、特殊塗料で工事をしていたと思いますが、それとの関連性、その塗装が剥げての防水工事なのか、それそのものの工事なのか、もしそのものの工事とするならば、保証期間はまだ、恐らく5年はたっていないんだろうと思いますが、その辺の関係についてもう少し詳しい説明をお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 生涯学習課、石井課長。

○生涯学習課長（石井 孝幸君） 生涯学習課、石井です。前回塗装したのは体育館の屋根でござ

いまして、今回は、ちょっと見えづらいと思いますけれども、体育館とプールの間の管理棟の防水工事というところになりまして、当初の金額が1,872万4,200円、先ほど岩淵議員からの金額がちょっと違うというところなんですけれども、変更契約で、当初が1,795万2,000円で、変更で77万2,200円増額しております、1,872万4,200円、これにあと設計監理費の143万円が加わりますけれども、その金額というところになります。今回はちょっと別のところの防水工事というところです。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。これは補正の段階で説明されたんでしょう。どうなんですか。繰越明許になつたるけど。そもそもその段階で質問をお願いしたいと思うんですが、繰越しの段階でこれをいろいろと言つても、質問の意味がないと思います。ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第26号については委員会付託を省略したいと存じますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第26号は承認することに決しました。

日程第8. 報告第1号

○議長（江藤 芳光君） 日程第8、報告第1号一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） それでは、左上に報告第1号と書かれました、一般会計繰越明許費繰越計算書を御準備いただきたいと思います。あわせて、令和5年度うきは市一般会計繰越事業補足説明資料も御参照いただきたいと思います。こちらの説明資料につきましては、一

部誤りがございましたので、本日修正版をお配りしております。そちらのほうをお使いいただきたいと思います。

まずは繰越計算書を御覧ください。

報告第1号一般会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法第213条第1項の規定により、令和5年度から繰り越して使用することができる経費について、同法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製したので、同項の規定により報告する。令和6年6月7日提出。うきは市長高木典雄。

2ページをお願いいたします。

繰越明許費につきまして、款項及び事業名ごとの金額、翌年度繰越額、財源内訳を記載しております。表、中ほどの金額の欄は、令和5年度の繰越明許費で定めた翌年度へ繰越しができる限度額を表しております。その右横、翌年度繰越額の欄は、限度額の範囲内で実際に令和6年度に繰り越した金額を表示しております。

それぞれの事業内容につきましては、昨年度の補正予算審議の折に、そして一部は先ほどの専決補正予算において説明をしておりますので、省略させていただきますが、合計28件の繰越総額は、3ページの合計欄、12億4,804万7,000円で、財源といたしましては記載のとおりでございます。特定財源を除きました2億2,588万1,000円が令和5年度から令和6年度へ繰り越す一般財源となります。

今回、翌年度繰越額が例年と比べると多額となっております。主な理由といたしましては、昨年7月の豪雨災害に対する復旧費用の繰越しが農林と公共土木合わせまして9億2,094万1,000円あることによるものでございます。

また、本日配付いたしました補足説明資料の下から4行目、総合体育館床板改修工事費につきまして、令和5年度内に工事が完了したことにより、予算の繰越しは行ってございません。

それから、例年この繰越事業の進捗につきましては、全員協議会の中で説明をさせていただいております。今年度も進捗の状況がまとまりましたら御報告をさせていただきたいと思っております。

以上で一般会計繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号の報告を終わります。

日程第9. 報告第2号

○議長（江藤 芳光君）　日程第9、報告第2号下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

説明を求めます。瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君）　水環境課、瀧内でございます。よろしくお願ひいたします。

お手元の資料、報告第2号下水道事業会計予算繰越計算書のほうを御覧ください。

報告第2号下水道事業会計予算繰越計算書について。

地方公営企業法第26条第1項及び第2項ただし書の規定により、令和5年度から繰り越して使用することができる経費について、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。令和6年6月7日提出。うきは市長高木典雄。

2ページを御覧ください。

初めに、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額についてです。

今回繰越しを行う事業が4款1項建設改良費に1件あります。

吉井浄化センター増設工事、繰越額1億1,718万4,000円です。先行した建設工事の関連で後発の本工事に遅れが生じたためです。

続きまして、地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額についてです。

今回繰越しを行う事業が2款1項営業費用に1件あります。

浮羽浄化センター曝気装置コンバータ・インバータ修繕です。繰越額が579万4,800円となっております。交換部品の納期の遅延のための繰越しでありましたが、今週交換が終了しております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（江藤 芳光君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第2号の報告を終わらせていただきます。

日程第10. 報告第3号

○議長（江藤 芳光君）　日程第10、報告第3号うきは市土地開発公社の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（辻 宏和君）　都市計画準備課環境課の辻でございます。御説明申し上げ

ます。

議案書 1 ページをお開きください。

報告第 3 号うきは市土地開発公社の経営状況について。

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、うきは市土地開発公社の経営状況について別紙のとおり報告する。令和 6 年 6 月 7 日提出。うきは市長高木典雄。

お手元に本年 5 月 9 日開催の第 2 回理事会議案並びに本年 3 月 18 日開催の第 1 回理事会議案の資料を配付しております。経営状況の説明については、5 月 9 日開催の第 2 回理事会の事業報告及び決算の承認のほうで説明させていただきます。

3 ページをお開きください。令和 5 年度の事業報告です。

三春工業団地については、株式会社九州イノアックに売却した後、用地の活用について引き続き協議を行っております。今後、工場建設に向けた調整を行ってまいります。

続いて、4 ページの財産目録です。

普通預金 1 億 4,001 万 8,768 円、定期預金 500 万円、資産合計 1 億 4,501 万 8,768 円です。次に、負債はゼロ円です。差引純財産が 1 億 4,501 万 8,768 円です。

5 ページをお開きください。現金及び預金明細表です。

普通預金と定期預金の合計で 1 億 4,501 万 8,768 円です。

続いて、6 ページの貸借対照表です。公社の経営状況を表すものでございます。

初めに、資産の部です。流動資産として、現金及び預金 1 億 4,501 万 8,768 円、完成土地等ゼロ円、合計 1 億 4,501 万 8,768 円です。固定資産はありません。資産合計 1 億 4,501 万 8,768 円です。

続いて、負債の部です。流動負債、固定負債ゼロ円で、負債合計ゼロ円です。

次の資本の部は、資本金として、基本財産 500 万円、準備金として、前期繰越準備金 1 億 4,055 万 2,658 円、当期純利益マイナス 53 万 3,890 円で、内訳は 7 ページで説明いたします。以上を通算して、準備金合計 1 億 4,001 万 8,768 円、資本の部の合計が 1 億 4,501 万 8,768 円です。負債資本合計は 1 億 4,501 万 8,768 円です。

7 ページをお開きください。損益計算書です。年間の収益と費用の状況を示すものです。

まず、1 の事業収益はゼロ円です。

次に、2 の事業原価はゼロ円です。事業総利益もゼロ円です。

次に、3 の販売費及び一般管理費 53 万 5,400 円、内訳は 10 ページの決算資料で説明いたします。

事業利益は、事業収益、事業原価、販売費及び一般管理費を通算したマイナス 53 万 5,400 円です。

4の事業外収益として、受取利息1,510円が雑収益となります。

5の事業外費用はゼロ円です。

経常利益は、事業利益、事業外収益、事業外費用を通算したマイナス53万3,890円です。当期純利益も経常利益と同額です。

続いて、8ページのキャッシュ・フロー計算書です。現金の流れを示すもので、末尾の現金及び現金同等物期末残高は、5ページの現金及び預金明細表に一致し1億4,501万8,768円です。

9ページをお開きください。短期借入金明細表は該当なしです。

続いて、10ページの決算資料です。

初めに、収益的収入です。一番右の収入済額の欄を御覧ください。

1の事業収益、完成土地等売却収益ゼロ円。2の事業外収益、預金利息1,510円。合計1,510円です。

次に、収益的支出です。一番右の支出済額の欄を御覧ください。

1の事業原価はゼロ円です。

続いて、2の販売費及び一般管理費です。まず、1の人物費です。報酬7万5,600円は、理事会、監査出席などに係るものです。次に、2の経費です。旅費ゼロ円、需用費ゼロ円、役務費ゼロ円。4の使用料3万9,600円は、インターネット企業情報サービス利用料です。5の委託料はゼロ円。6の公租公課費42万200円は、九州イノアックに売却し、所有権移転登記を行ったのが令和5年に入ってからとなりましたので、固定資産税から発生したものです。予算計上していなかったため、理事会で流用説明を行い、予備費から流用しております。以上、販売費及び一般管理費の合計が53万5,400円です。

次に、3の事業外費用ゼロ円。4の予備費ゼロ円。

以上、収益的支出合計は53万5,400円です。

11ページをお開きください。資本的収入と資本的支出です。

資本的収入はゼロ円です。資本的支出もゼロ円です。予備費はゼロで、資本的支出合計はゼロ円となります。

続いて、12ページの資本金明細表です。

うきは市から土地開発公社に出資した基本財産500万円です。

13ページをお開きください。令和5年度完成土地明細表です。

三春工業団地、最後の土地を売却しましたので、期末残高はゼロ円です。

14ページには監査意見書を添付しております。

以上、説明を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第3号の報告を終わります。

日程第11. 議案第27号

○議長（江藤 芳光君） 日程第11、議案第27号専決処分の承認を求めるについてを議題といたします。内容はうきは市税条例の一部改正についてであります。

説明を求めます。大石税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） 税務課の大石です。よろしくお願ひします。

議案書4ページをお開きください。

議案第27号専決処分の承認を求めるについて。

うきは市税条例の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求める。令和6年6月7日提出。うきは市長高木典雄。

5ページをお開きください。

専決第3号の専決処分書です。朗読は省略いたします。

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、うきは市税条例の一部を改正する必要が生じたため、改正し、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

次ページ、6ページをお開きください。

うきは市税条例の一部を改正する条例の主なものについて御報告いたします。今回の改正でほとんど多くを占めておりますのは、今年度に実施されました個人住民税の定額減税を実施するために新たに追加された規定です。該当箇所は附則第7条の5から附則第7条の8までです。この議案書のページでいきますと7ページの後半から12ページの中ほどまで、これ全てが附則に定額減税を実施するための条項の追加となります。

また、同時に、特別減税の対象となる所得割の額について、法改正の趣旨にのつとった定義に合わせる読替規定も同時に附則第16条の3から附則第20条の3までに規定されています。議案書で言いますと、該当ページは14ページの12行目以降は全てその内容です。このように、今回の改正の多くは定額減税を実施するための改正となっています。

続きまして、固定資産税関係の改正です。従来から規定がございました土地等について、地域

ごとにばらつきのある負担水準を均衡化させるための措置、負担調整と言っておりますが、その制度の延長が規定されました。

また、評価替え年度でない場合、土地の価格は据置きとなります、地価の下落により価格を据え置くことが適当でない場合は価格を修正する制度、これを下落修正と呼んでおりますが、この制度も延長が規定されました。この制度に関しましては、以前よりも3年に一度、評価替えの関係ですね、ずっと延長され続けてきたものになります。主な改正点はこの2つになります。

そのほかに関しましては、寄附金控除関係について、上位法の改正に伴う文言の整理や、手続上の規定の整備、引用条項ずれの修正等を行うための改正となっております。

最後に、議案書の15ページをお開きください。

本改正条例の附則となります。附則第1条において施行日を規定しています。原則は令和6年4月1日です。あと第1号、第2号に定める改正については、それぞれの施行日を規定しております。また、附則の第2条及び第3条では、それぞれの税目ごとの経過措置を規定しております。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第27号につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第27号は承認することに決しました。

日程第12. 議案第28号

○議長（江藤 芳光君） 日程第12、議案第28号専決処分の承認を求ることについて（うき

は市国民健康保険税条例の一部改正について) を議題といたします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（山崎 穂君） 市民生活課、山崎でございます。よろしくお願ひいたします。

議案書 17 ページをお開きください。

議案第 28 号専決処分の承認を求めるについて。

うきは市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求める。令和 6 年 6 月 7 日提出。うきは市長高木典雄。

18 ページをお願いいたします。

専決第 4 号専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のことを専決処分する。

うきは市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正すること。令和 6 年 3 月 30 日。うきは市長高木典雄。

19 ページをお願いいたします。

うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。改正する理由といたしましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和 6 年 3 月 30 日に公布され、国民健康保険税の賦課限度額及び国民健康保険税の減額基準の一部が改正されました。4 月 1 日から施行され、特に緊急を要するものでございましたので、専決処分をさせていただきました。

新旧対照表の 21 ページをお願いいたします。

改正の内容でございますが、1 点目が課税限度額の改正でございます。後期高齢者支援金など課税額に係る課税限度額を現行の 22 万円から 24 万円へ改正されたため、第 2 条第 3 項及び第 23 条第 1 項中の 22 万円を 24 万円に改めております。

2 点目が国民健康保険税の減額の所得基準の改正になります。5 割減額の対象となる所得算定において、被保険者数に乘すべき金額が 29 万円から 29 万 5,000 円へ改正されたため、第 23 条第 1 項第 2 号中の 29 万円を 29 万 5,000 円に改めております。

また、次の 22 ページになりますが、2 割減額の対象となる所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額が 53 万 5,000 円から 54 万 5,000 円へ改正されたため、第 23 条第 1 項第 3 号中の 53 万 5,000 円を 54 万 5,000 円に改めております。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。9 番、岩淵議員。

○議員（9 番 岩淵 和明君） 幾つかちょっとお尋ねをいたします。改めて専決処分を行ったということあります。

まず、改正するに当たって、地方税法施行令の公布がされたということの説明であります。地方税の変更に当たっては、総務省からも幾つか技術的助言が示されておりまして、平成22年4月には通知が総務大臣よりされております。1つには、地方税法が納税者に分かりやすいものとして、納税者に対しての協力を得ること、そういう意味では、税務行政の円滑な運営を図ろうという趣旨があるというふうに思っております。

それから2つ目には、施行令が定めていることについてそのまま実行することになるんだろうと思うんですけども、そういった場合においても、最小限必要なところについてはきちんと住民の理解をいただくということが大事だというふうになっております。

今回の保険税の改正になるわけでありますけれども、平成26年、私が確認できるところで言うと、11年間で9回実施されています。その当時、上限額が平成25年度で77万円だったものが、今回の改正で106万円になるということになります。そういう意味では、29万円、実際に率にして38%ぐらい上がっているという、このような実態があるわけですね。この辺のところがうきは市民の利益にかなうことなのかどうかといった点、改めて執行部に対して、この今、施行令、技術的助言について改めて納税者への理解を促すことを改めて求めたいというふうに思います。その上で、3点お尋ねをしたいと思います。

まず1点目は、令和6年2月15日に開催した令和5年度第2回国民健康保険事業運営に関する協議会、これに今回の課税限度額の見直しについて諮問に付していると思いますけども、それ自体は何の根拠法があるのか、提案、審議したのか、確認をさせていただきたいというふうに思います。

それから2点目は、限度額引上げについて、厚生労働省及び社会保障審議会医療保険部会の資料が公開されてますけども、提案理由の目的にも書いてあったと思うんですけども、保険料負担の公平性及び中低所得者の保険料負担の軽減を図る観点からということになっていると思いますけども、その低中所得層の多い市町村において、相対的に所得の低い世帯の保険税が賦課限度額に到達することもあることから、引上げに当たっては、引上げ幅や時期を判断する必要があるという認識がこの厚生労働省社会保障審議会医療保険部会で示されております。

うきは市は令和5年度で言えば、福岡県内の60市町村中、保険税医療分所得割のパーセントで高い順で言えば2番目、それから、一つの指標として計算した場合に、40歳未満夫婦、子供4人、年収400万と仮定した場合、それぞれの自治体、保険者間の賦課の状況について見ると、うきは市は46万5,900円になって、県内の中では3番目に高いところに位置しております。これは、全国規模で比較した広域連合を含め、全国1,736自治体中90番目というような状況になっています。

そこで、厚生労働省医療保険部会が示している低中所得者が多く医療給付の高いうきは市にお

いて、引上げに当たって幅や時期を判断する必要があるというふうに厚労省の保険部会は指摘しているわけですけれども、そのことについて、今回改めて検討して専決したのかどうかの確認をいたします。

3点目に、課税限度額の該当世帯について、地方税法施行令で定めているこの中身ですけども、そもそもこの部会のところの資料にもありますけれども、該当世帯について0.5%から1.5%以内になるようにという指針が示されています。特に医療分の所得が高いことから、共働きや子供が多くいる世帯において負担の重い税制度になっているというのが現状だと思いますけども、そういったところも検討されて、この0.5%から1.5%以内になる、そういった施行令に合わせて検討したのかどうか。上位法の改正だから仕方ないではなくて、法の趣旨、施行する意味を理解いただいた検討が必要だと思いますけれども、所見をお尋ねをしたいと。

以上3点です。

○議長（江藤 芳光君） 会議の途中でございますが、時間が5時前、三、四分となっております。

ここでお諮りいたします。本日の日程の審議を終わらせるために会議を延長したいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。会議を延長します。そう時間かかるないと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、答弁願います。山崎課長。

○市民生活課長（山崎 穣君） 3点の質問を得たというふうに考えております。

まず、運営協議会に対して何を根拠にして行ったかということなんですけれども、こちらについては、まず、保険税については令和6年度税制改正大綱についてが令和5年12月22日に閣議決定しております。これに基づいて、地方税法のうちの国保税についても、こういった、どういうふうにするという案が出ておりますので、それを基に運営協議会のほうにはかけさせていただいております。そうした中では、地方税法の改正も3月末になること、そして、例年と同じような形になるんですけども、専決で行わせていただきたいという形での報告もさせていただいているところでございます。

次に、保険料自体の中身だと伺っておりますけれども、うきは市の保険税が県内でも高いほうだということなんですけれども、国保税につきましては、令和5年に資産割のほうを廃止しております。現在、少子高齢化の進行とか、また社会保険の適用拡大等で国保の被保険者数が年々減少の傾向にあります。また、医療の高額化などにより結構医療のほうも逼迫している現状がございます。また、今後、県のほうで保険料の均一化という方針も出ておりますので、今後そういった機会に保険税の税率については検討していきたいというふうに考えております。

また、3番目に質問があった、限度額を超える世帯について0.5から1.5%になるようにという国の指針が出ておりまして、うきは市のほうはそれより高いというところはございます。ただ、これにつきましても、やはり限度額というのは福岡県でそういう均一化の方針が出ておりますので、やはり上位法に合わせて制定する必要がございますので、今回についても上位法に合わせた改正を行っているところでございます。

以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 再度お尋ねしますけども、言いましたように、今回の改正の目的という関係で言うと、低所得者あるいは中間所得の関係で言うと、さっき発言しましたように、子供のいる世帯、あるいは夫婦共働きの自営業者とか、それは青色申告だと白色、いろいろあると思うんですけども、そういったところでも非常に高い賦課を与えられるという、こういう現象が起きているという事実があるわけですね。

うきは市の場合、さっき言いましたように、所得割が県内でも2番目に高い10%という、全部であれ3つ合わせると15%になるんですけども、そういう点からも、この高い現象をどういうふうに是正するかといったところが、さっき言ったように、3番目に言ったように、0.5%から1.5%の間にしないと、本当の意味での高所得者へ照準を当てた税制改正にならない、そういった実態があるということをきちんと議論いただくという、あるいは、今の状況がどうかということをやっぱりきちんと検討してほしいというふうに思います。

ちなみに、令和6年1月現在の資料を改めて見てみると、超過世帯分で言うと、令和5年度のところで、医療納付分で3.2%、これは去年は、令和4年度は3.8%、そういう意味では、結構高い水準を維持しているという言い方なのかどうか分からぬけども、高いんですね。それが実態としてどうなのか。本当にそれでいいのか。高い所得者層がたくさんいるからそうなんだというふうになっているのか、さっき言ったような夫婦共働きだとか多子世帯のところが実態としてどうなってるのかということをきちんと明らかにした上で、この賦課の税額を改正する、といった議論をぜひしなければならないのではないかというふうに私は思っています。

そこら辺のところは、保険者であるうきは市でしか把握できない話ですので、その部分もきちんと公開しながら議論を進める場を、この専決ではなくて、きちんとどこかで議論いただきたい。それはさっき一番最初、1点目で申し上げた運営協議会の場では、この何年もそうですけれども、意見は一言もないんです。残念ながら。それは税体系が非常に複雑だからというのもあるんでしょうけども、そこをやっぱり導き出すような議論をすることのほうが、もっとうきは市の税体系をどうしていくのかということを議論することのほうを優先していただきたいというふうに強く求めて、再度回答は言っても同じだと思いますので、求めて、発言を終わります。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第28号につきましては委員会付託を省略したいと存じます。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 正直言って、この11回となる専決についてですけども、さっき言いましたように、議論の場をやっぱり設定してほしいというふうに思います。さっき言ったように、国の決定が12月22日、その後、健康保険税の改正があって、保険税の施行令、これはうきは市は税になっているので対象にはならない。保険料の対象、保険者のところには、そういう意味では3月議会に提案されているという経過があります。

そういう意味で、法制のところにも少しお尋ねはさせていただきましたけれども、やっぱりきちんととした議論をしていただきたい。その上で、どういった税の在り方が必要なのかということを議論する場を設けていただきたいということも求めたいと思ってますので、この専決事案について反対を示させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 次に、賛成討論がある方いらっしゃいませんか。なければ、ほかに反対討論いらっしゃいますか。討論をこれで打ち切りたいと思いますが、よろしゅうございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） それでは、これで討論を終わります。

本案は起立により採決をいたします。本案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（江藤 芳光君） 賛成多数です。着席ください。したがって、議案第28号は承認することに決しました。

日程第13. 議案第30号

○議長（江藤 芳光君） 日程第13、議案第30号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（柳原由美子君） 監査委員事務局の柳原です。よろしくお願ひいたします。

議案書は20ページになります。

議案第30号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

次の21ページをお願いいたします。

地方自治法の改正により、指定公金事務取扱者制度が新設されたことにより、既存の職員の賠償責任を引用していた条文が繰り下がり、条ずれが生じたため、引用箇所を改正するものでございます。関係する3つの条例について一括して整備を行うものでございます。

附則については、この条例の施行期日を定めるものでございます。

また、新旧対照表は23ページから25ページになります。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第30号につきましては委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第30号は可決することに決しました。

日程第14. 議案第31号

○議長（江藤 芳光君） 日程第14、議案第31号うきは市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 太君） 総務課、石井でございます。よろしくお願ひいたします。

議案書22ページをお願いいたします。

議案第31号うきは市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和6年6月7日。うきは市長高木典雄。

この内容につきましては、5月10日の全員協議会で概要の御説明をさせていただきましたように、令和5年6月に公布されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律におきまして、個人番号、マイナンバーによる情報連携が可能な事務を規定しております法別表第2が削除されております。法別表第2につきましては、情報照会を行う事務、情報提供者、情報提供される特定個人情報を定めたものでございまして、それに代わりまして、今後につきましては主務省令で規定をすることになり、業務の迅速化が図られ、利便性が向上することとされております。法別表第2が廃止されますことから、本条例の引用条項を改正するものでございます。

なお、本条例の第4条、個人番号の利用の範囲に関する別表第1及び別表第2に定める独自利用事務等の変更をするものではございません。

議案書23ページをお願いいたします。新旧対照表は26ページになります。

第2条に5号特定個人番号利用事務及び6号利用特定個人情報の2号を追加し、また、第4条第1項及び第3項中の法別表第2の文言を削除し、新たに法で定義された文言に改めるものでございます。

議案書23ページの下段、附則でございます。この条例は公布の日から施行することとしております。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 何点かお尋ねします。

法の改正の中で、御説明のところは、表にあるように、（5）と（6）を新たに導入するということになると。1から4、プラス5、6ということです。そこでちょっとお尋ねしますけども、5号、または6号も同じだと思うんですけども、特定個人番号利用事務、あるいは特定利用個人情報、これは名前が違うので、2つ、5、6ということになってるんだろうと思うんですけど、従来の第2条の4号との比較で言うと、何が違うのかが一つ分からない。今、うきは市の個人情報保護、マイナンバー法かこれ、のところには、第2条のところには、1、2、3、4というふ

うなことで書いてあるわけですけれども、違いがちょっとよく分からないので教えていただきた
いということです。

○議長（江藤 芳光君） 石井総務課長。

○総務課長（石井 太君） まず、今回の5号、6号の追加をいたしましたものにつきましては、
全協のときの資料のほうの米書きに少し入れさせていただいておりましたので、そちらを御覧い
ただければと思います。お尋ねの第2条の4号、情報ネットワークシステム、法第2条第14項
に規定する情報ネットワークシステムをいうということで、もともと今DX化が進められており
まして、この情報ネットワークを活用して情報提供等を行っていいですよという、使っていいシ
ステムのことがこの第4条でいう情報ネットワークシステムで、ちょっとすみません、自分でお
かしなことを言ってると思うんですけれども、4号につきましての情報ネットワークシステムに
つきましては、一応そういうふうな整理をさせていただいておるというふうに思います。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） そのとおりだと思うんですね。第2条の現行の（3）と（4）に
おいて、法第2条というのは、要するに法の定義が親法できちんと定義されているわけですね。
それに規定する、名前の変更、個人番号という、ここは書いてあるんで、変更今回しないとい
うことですけれども、その辺のところの委任を受けた者と、それから、第4条にはネットワーク、
要するに市長やいろんな行政の機関の範囲を定めているというふうに理解している。そういう意
味で言うと、今回の5と6というのは同じような意味じゃないのかなというふうに思って理解し
たんですけど、理解が間違いかどうかちょっと確認をしたい。

○議長（江藤 芳光君） 市長公室長。

○市長公室長（吉松 浩君） ちょっといろいろ厳格な定義づけというのはなかなか難しいんで
すが、この情報提供ネットワークシステムといいますのが、いわゆる国でありまして今までござ
いました別表2の部分、つまり、例えば国と市町村、もしくは市町村とほかの市町村とか、全国
的にそういう個人情報を照会し合うというものの中のシステムの、言わば名称とお考えいただいたほ
うがよろしいかと思います。

5号につきましては、特定個人番号の利用事務ということで、そのネットワークを利用してい
わゆる照会をしたりする事務のこと、そのうち特定個人番号というのがいわゆるマイナンバーを
活用した業務と。6号については、それ以外の個人情報を利用する業務のことというふうに解釈
していただければと思います。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。3回目です。

○議員（9番 岩淵 和明君） 最後に効率を図るというのがあったと思います。これで本当に効
率を図れるのかどうか。実際に市民生活課のところでは、縦越明許にもあるように、住民基本台

帳の、戸籍住民台帳だったかな、のところの振り仮名付番のやつが繰越明許されています。そういう意味で、ありとあらゆるところにいろんな負荷がかかっている現状がある。これを乗り越えれば大幅に合理化できるのかどうか、その辺の所見をお尋ねしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 石井総務課長。

○総務課長（石井 太君） 明確な定義があるわけではありませんけれども、これまでのままでいきますと、新たな提供をするときに法改正におおむね1年、その改正をするためのシステム改修でありますとか事務手続に1年程度の期間を要すると。この改正によりまして、主務省令で規定をすることで、その事務事業の迅速化が図られるという国の定義づけになっておりまして、うきは市としましては、この条例で扱う第1表、第2表を変更するものではございませんので、もしいうきは市でその変更をする場合には、これまでどおり議会のほうでその条例の変更の御説明をさせていただいて、御審議いただることになりますので、ちょっと明確な回答ではありませんけれども、そういうような状況でございます。

○議長（江藤 芳光君） 市長公室長。

○市長公室長（吉松 浩君） 若干補足させていただきますと、今ちょっと話題に上がっております別表2が削除されたというのは、もう御存じのとおり、国の法律の別表2、番号法の別表2が削除されたということ、これによりまして、いわゆる突発的な業務で、例えばネットワークを利用して市町村同士ですとか、国と市町村の間ですとか、そういったもので個人情報の照会業務がしやすくなる。今、項目をきちんと、どういう項目についてならできますよ、それ以外はできませんよというきちんとした項目の指定がございますが、そういったところを主務省令に落とすことによって、比較的、例えば突発的な案件が発生しました場合に動きやすくなると。追加で、例えばこの前で言いますと、新型コロナの関係で市町村同士で事務の照会など、個人情報の照会などがなかなか難しかったところがございますが、こういったことになると、ある程度融通を利かせるといいますか、機動的に対応ができるというふうになるというふうに考えているところです。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第31号につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 改めてこのマイナンバー法の改正について、ちょっと十分に理解できていない部分もありますけれども、一つだけちょっと危惧するところは、この範囲内、定義とか範囲についても規定はされておりますけれども、親法のマイナンバー法そのものは、第10条で再委任という文言がされております。再委任、要はどういう、具体的なイメージは実を言うとあんまり出てないことは出でていないんですけども、それと、これに関してマイナンバーというのは情報保護委員会のガイドラインがいろいろ示されています。昨年3月に個人情報保護法というのも改正して、うきは市独自の審議会というのがなくなってきたしております。そういう意味では、あらゆる情報がここに集約されていく可能性を実は十分危惧しているところであります。

そういう点から、まだうきは市の対応がちょっと見えていないという、見てないというか、独自につくるというふうにはならないと思いますけれども、今後そういう意味で拡大していく可能性が非常にある、危惧するということもあって、今回の条例の改正、国の大本が変わったということだけで変えるのが適切かどうかというところは不安に感じておりますし、改正案について、実はちょっと遡って考えると、3月議会であったように、住民票、市独自でやるという、取得できるというような話もこの前あったと思うんですね。それはそれで賛成したわけですけども、いずれにしても、地方自治体が解釈して拡大していくという可能性も踏まえて、今回は改めて、ちょっと長くなりますけども、反対をさせていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 次に、賛成討論ございませんか。7番、野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 今回のこの法の改正につきましては、先ほど説明がありましたように、上位法の国のほうの改正、これが原本となっております。先ほどの反対討論の中におきましては、マイナンバーカードの根本的な反対意見につながっているのではないかというふうな感じもしております。

先ほど執行部の説明の中で、今回の法改正によって、非常に情報交換のやり取りがやりやすくなると。議会としても以前からマイナンバーカードについては推進率がどれだけ今普及しているのかというふうなことで、やっぱり推進のほうで動いてきたという経過もありますし、そういう中で、マイナンバーカードを利用しての今回の法改正について、何ら反対するところはないのではないかというふうに思います。そういう意味で、賛成の立場で意見を言います。

○議長（江藤 芳光君） 次に、反対の討論ございますか。8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 前回、1年前ですが、ばたばた決められて、うきは市の行政手続、そして議会の個人情報に関する部分についての手続のミスを指摘いたしました。そのときに、今後そういう手続については、いろんな文書については整理するということでしたけれども、市のほう、そして議会のほうでも一切論議しておりません。そういう中で、国の上位法が変わったか

らということでやっていくのは、大変、個人情報の保護をする立場から危険ではないかと思って反対討論を行います。

○議長（江藤 芳光君） 次に、賛成討論はいらっしゃいますか。よろしいですか。ほかに反対討論はいかがですか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明） 反対討論ではないんですが、国の上位法による改正ですので、問題ないとは思ってるんですが、一般的によく理解ができない。資料が全員協議会なんかで説明はされるんですけど、もっと分かりやすく、こういった法体系でこういった事務が簡素化されたんですよというのが、文字だけで、そして改正部分を主に当ててですから、今後におきましては、もっと分かりやすいような資料をお願いしたい。勉強不足って言われたらそうですが、本当に理解したままここで採決が行われているかというのがちょっと疑義をするところでございますので、こちらのほうもできるだけ分かるように勉強はいたしたいと思いますが、そこの御配慮もお願いしたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） ほかに討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案は起立により採決をいたします。本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（江藤 芳光君） 賛成多数であります。どうぞ着席ください。したがって、議案第31号は可決することに決しました。

日程第15. 議案第32号

○議長（江藤 芳光君） 日程第15、議案第32号うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。佐藤福祉事務所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 福祉事務所の佐藤でございます。よろしくお願ひいたします。

議案書24ページをお願いいたします。

議案第32号うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和6年6月7日。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いいたします。

この条例は上位法の改正に伴い改正を行うものでございます。改正の内容は次の2点でございます。保育所等について満3歳以上満4歳未満の園児おおむね20人につき1人以上の職員を置

くこととされているところを、おおむね15人につき1人以上とするように改める。満4歳以上の園児おおむね30人につき1人以上の職員を置くこととされているところを、おおむね25人につき1人以上とするように改める。これによりまして、職員配置の最低基準の規定を改めるものでございます。

附則。この条例は公布の日から施行する。ただし、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、なお従前の例によることができることとする経過措置を設ける。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 3点お尋ねいたします。

まず1点目、うきは市家庭的保育事業等のということで書いてありますが、うきは市の実態として事業数と人員をお尋ねします。

2点目は、保育士の確保の増員ということで、確保できる見通しなのか。

そして3番目、25ページの附則の2番目に、最後にありました当分の間こういうことはしなくていいんですよということですが、この当分の間というのはどのような期間を考えてあるのか。例えば学校図書館のほうで当分の間は学校司書を置かなくていいということで、当分の間が50年を超えている実態がありました。そういう意味で、市として当分の間を具体的に大体どのような期間を考えてあるのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） ただいま3点の御質問いただきました。現在、こちらの条例に該当する施設につきましては、現在、市内にはございません。あと、職員につきましては現在満たしております。この改正につきましては4月1日より見直しをしていくところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 3点目について質問を再度します。今、最後に附則で当分の間この条例に改正後、うきは市家庭的、事業所がないからということなんでしょうけれども、この規定は適用しないと書いてあったので、当分の間はいつですかということを質問したわけで。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） すみません、一応今回の条例につきましては、小規模の保育所という形になりますので、市内にはございませんが、この条例に準じまして、うきは市のほうでも基準の見直しを行うものでございます。当分の間につきましては、具体的には国のほうからは示されておりませんが、市としましては速やかに対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君）ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第32号につきましては委員会付託を省略したいと存じます。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君）御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君）討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君）御異議なしと認めます。したがって、議案第32号は可決することに決しました。

日程第16. 請願・陳情の委員会付託

○議長（江藤 芳光君）日程第16、請願・陳情の委員会付託を行います。

今まで受理した請願は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、会議規則第86条の規定によって、所管の委員会に付託します。

○議長（江藤 芳光君）以上で本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれで散会します。

連絡をいたします。明日6月8日から6月9日までは休会とし、6月10日、本会議を開き、一般質問を行います。

以上であります。

○事務局長（浦 聖子君）起立、礼。

午後5時33分散会
